

1. 件名：「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング（再処理施設（1-145）、MOX燃料加工施設（1-149）」

2. 日時：令和4年7月21日（木） 13時30分～17時00分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

古作企画調査官、大橋上席安全審査官、中川上席安全審査官、岸野主任安全審査官、田尻主任安全審査官、津金主任安全審査官、羽場崎主任安全審査官、藤原主任安全審査官、大岡安全審査官、上出安全審査官、武田安全審査官、高梨安全審査専門職、瀬戸川安全審査専門職

清水係員

日本原燃株式会社

大柿 専務執行役員 再処理・MOX燃料加工安全設計総括

決得 執行役員 再処理事業部副事業部長（設工認総括、新基準設計）他22名

関西電力株式会社 原子力事業本部 原子燃料部門

原燃計画グループリーダー 他1名

中部電力株式会社 原子燃料サイクル部 サイクル戦略グループ 課長

九州電力株式会社 原子力発電本部 原子燃料サイクルグループ 担当

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料

なし

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）

「日本原燃(株)から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000069.html

- ・ 日本原燃株式会社 MOX 燃料工場 規制法令及び通達に係る文書（令和 2 年 1 月 24 日）
「日本原燃（株）から再処理事業所 MOX 燃料加工施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000124.html

- ・ 令和 4 年 7 月 4 日
「日本原燃（株）再処理施設、MOX 施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和 4 年 7 月 7 日
「日本原燃（株）再処理施設、MOX 施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和 4 年 7 月 13 日
「日本原燃（株）再処理施設、MOX 施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和 4 年 7 月 15 日
「日本原燃（株）再処理施設、MOX 施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和 4 年 7 月 19 日
「日本原燃（株）再処理施設、MOX 施設の設工認申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	はい、規制庁シミズです。
0:00:02	それではただいまから日本原燃とのヒアリングを開始しますと本日のヒアリングは令和2年12月24日に申請があった設工認申請について、
0:00:12	資料をもとにヒアリングにて事実確認を行うものになります。
0:00:16	山崎規制庁側の出席者を紹介します。
0:00:20	本庁会議室からコサクオオオカナカガワタジリ。
0:00:26	フジワラセトガワタカナシ。
0:00:31	あと、あとウェブからとカミデタケダキシノツガネ。
0:00:38	はい、以上になります。
0:00:40	それでは規制庁側から出席者の紹介をした上で、
0:00:46	ハバサキさんもですね。はい。失礼しました。
0:00:49	それでは日本原燃の方から出席者の紹介をした上で議題の構成の説明をし、資料の説明を開始してください。
0:00:59	はい。日本原燃中浜でございます。
0:01:02	日本原燃の矢野先発を紹介いたします。
0:01:07	マツダ。
0:01:08	村山。
0:01:10	小松。
0:01:11	決得。
0:01:12	小山。
0:01:14	谷口。
0:01:16	医師は、
0:01:17	ヤマダ、
0:01:19	キクチ、
0:01:21	サトウ、
0:01:23	カワベ、
0:01:24	赤川氏、
0:01:26	セガワ、
0:01:28	素地も、
0:01:29	タナカ、
0:01:31	今まで、
0:01:32	7人。
0:01:34	サトウ。
0:01:36	あやしい。
0:01:38	タケウチ。

0:01:39	ヤマモト。
0:01:41	これ、
0:01:43	フルカワ。
0:01:45	資料への
0:01:47	ナカハマ以上となります。
0:01:50	本日ご確認いただきます資料がございませけれども、
0:01:54	共通シリーズでございませ。共通て方向。
0:01:59	共通 06。
0:02:02	共通 08。
0:02:05	共通 09、
0:02:08	以上別の補足説明資料についてご確認いただきます。
0:02:13	それでは、
0:02:14	共通 05 から説明させていただきます。
0:02:20	はい。西原でございませ。それでは共通情報、ディビジョン 3 というこ とで、2 月 15 日に提出をさせていただきます。
0:02:31	で、これも変更点をご説明をさせていただきます。
0:02:37	下 10 ページがスタートになります。1 項 2 項の部分で、も含めた上でち よっと精緻化をさせていただきますというのが、
0:02:49	10 ページの真ん中の秤量下線部分でございませ。
0:02:54	あと 11 ページ、右下 11 ページのところはこれすいませんの 1 木村なん ですが、
0:03:02	建物を書いていたところ、今回施設購入申請上は、施設区分のところの 下に建物を入れて、説明しますのでそれがわかるように、
0:03:13	整理をしてませ。11 ページのところに公表のところはせん断処理でい いんですけど、議事左側の真ん中にある年度取りませと、準備設備等の これ区分が、
0:03:24	1 個下がったところもう 1 個手前の方も来るんで、
0:03:29	書かないといけなと思うのでこれもちゃんとした形で整理をして、起 きたりさせていただきますと思います。
0:03:36	はい。これ前、再処理関係で主なポイントじゃやっぱりボックスでござ いませが、
0:03:45	まず一つ目。
0:03:47	16 ページですかね、同等の話を入れさせていただきますと、いうこ と。ここはちょっと抜けていたので精緻化させていただきましたという ことと、
0:03:59	右下 21 ページ以降に

0:04:05	申請書等のトラップ条文の関係ということ、最初にMOXそれぞれこれまでもつけておりましたが、今までやってます新会計の整理も含めた上で、
0:04:18	新生会申請書等、条文の関係を整理をして、どの設備はそこに該当するかということ、修正をさせていただいたと、いうことでございます。
0:04:32	はい教育部としては説明修正ポイントは以上でございます。説明以上になります。
0:04:38	吉見です。それでは共通05の資料について、規制庁の方から確認ございましたらお願いします。
0:04:49	あ、規制庁中です。本日、
0:04:52	説明内容となっておりますその共通05の資料なんですけれど、
0:04:58	主に分割それぞれの
0:05:03	何を指示するかというご説明があったところですが、
0:05:07	その間この共通05という資料の関係でいうと、河内工程を踏まえた分割計画と、
0:05:15	いうところこれを踏まえるとですね今、
0:05:20	従前から少し、
0:05:23	話があったところの再処理のですね、
0:05:28	この工事工程等を踏まえた分割申請計画の見直しがあるかどうか、そそういったところについては今回説明がないということなんでしょうか。
0:05:42	はい、二本木西田でございます。今回修正ポイントに入れておいておりませんで理由ある現時点でまだ、そういった修正も含めた
0:05:53	社会での確認決定だったりということがまだ取れてませんので、現状行っておりますということで、改正レビジョンさんを出させていただいたということでございます。以上です。
0:06:07	規制庁中です。ちょっとこういう話もしたのもですね。
0:06:12	近々審査会合が8月にですね、開催されるということは、
0:06:20	お聞きになってるかと思うんですけど。
0:06:22	その際に何を説明するかというところで一つは再処理の方がですね、
0:06:30	補正がそれ近々出てくるということであればその状況というところが、話のメインになるかと思うんですが、
0:06:38	その際にですね、
0:06:41	工事工程等を踏まえた分割申請計画、こういったものについてもどうなのかと。

0:06:46	いうところは少し話題になるのかなと思っておりますが、そこら辺審査会合の方ですね、的にどのような報告内容をする予定という。
0:06:57	のがあればですねちょっとをお聞かせいただきたいんですが。
0:07:11	はい、営業本部の吉沢でございます。
0:07:13	江藤第一グループの星邸についてはですね、従来通りの工程で進めるということを前提に説明をさせていただこうというふうに考えてございます。以上です。
0:07:27	須川さんらしく、
0:07:28	新東名がちょっと
0:07:31	回答がちょっとよくわからなかったんですけど、ちょっと私が聞いたらその会合で、
0:07:36	どのような説明をするのか、その補正にあたってですねどういう考えの、どういう位置付けのものとして、補正をするのか、そういうことを工事工程等を踏まえてどういう説明をするのか、そこら辺を、
0:07:49	をお聞かせいただきたいという質問なんですが。
0:07:52	規制庁加来です。ちょっと補足すると、
0:07:56	先ほど瀬川さんが言われたのは、
0:08:00	あれですか7月28日に補正するつもりですってということですか。
0:08:08	すいません、2番目のセガワでございますすいませんちょっと音声途切れ途切れになってしまいましたもう一度お願いします。
0:08:14	瀬川さんが先は規制庁コサクです先ほど瀬川さんが言われた、
0:08:22	これまで、
0:08:23	計画通りに補正するという前提で説明しますって言われた意味がよくわからなくて、
0:08:30	7月28日の補正、
0:08:33	わあ、暫定のものであって、
0:08:36	もう一度補正しますっていうことを説明するって意味ですか。
0:08:41	どういう趣旨で言われたのかちょっと内容で答えていただけますか。
0:08:46	はい。2番目のセガワでございます。7月28に予定している補正ではですね、従来の工程の部分ではですね、変更かけない前提での補正、
0:08:58	という趣旨で私発言したつもりでした。
0:09:01	規制庁コサクです。そうだとすると、じゃあ、そこはどうするつもりなの今回の申請としてと、
0:09:09	いうことのスタンスを言ってもらわなきゃいけないってことだと思うんですけど。
0:09:14	そこは考えてます。

0:09:17	はい。林田でございます。4月28日の補正というのはですね、これまで20年の12月に台形申請、第一グループ社所管申請させていただいて以降ですね、
0:09:30	様々な論点を、これまで1年半かけてですね潰し込みをして参りました。そういった意味で主要な論点といった部分の大部分を松下本田といったところで、一旦リスタートをかけたいというような趣旨で、
0:09:45	7月28年、補正というのを実施したいというふうに考えてございます。それですべて終わりという認識ではなくて、まだ第二グループの申請に向けてですね、申請書としての整理、そういった部分の、
0:10:01	課題がまだ残っているというところは認識してございますので、そこは引き続きですね、審査いただいてですねさらに7月28日日マシン補正以降に、
0:10:13	再度補正をかけるという考えでございます。
0:10:17	規制庁コサクです。再度の補正のときには、工事工程表も見直すっていうことでいいですよ。
0:10:28	御影の世良でございます。
0:10:30	再々補正もちょっとタイミングにもよるかなと。
0:10:37	いうふうに考えてございます。
0:10:41	どうぞ。以上です。
0:10:44	はい。規制庁野中です。だからそういうことで言うと、
0:10:49	審査会合のイメージとしては、そちらからその補正の状況を報告していただくとして、
0:10:57	まだ不十分な点はあるんだけど主要な部分について直した内容であつてと。
0:11:03	プラス、
0:11:05	分割申請計画の見直しも、
0:11:08	をしなければいけないんだけどそこは今検討中ですよ、というようなことが説明されるというそんな感じのイメージでしょうか。
0:11:17	はい。恩田吉田でございます。今仲田さんが言っていた通りでございます。
0:11:26	わかりました。
0:11:28	ちょっとですね、それで、
0:11:31	会合までもすまだ、
0:11:34	8月上旬ということで少し日がありますけれどもある程度イメージとしては1枚紙ぐらいとかそんな感じですかねそれぞれぐらいであれば来週ぐらいに提示いただくとかそんな、

0:11:47	予定としてはそんな感じで考えておけばよろしいでしょうか。
0:11:53	はい。小谷野世良でございます。介護資料としましてはご指摘の通りですね、1枚もの程度で、簡潔にまとめていきたいなというふうに考えてございます。
0:12:03	ですので、今、高田さんに言っていただいた通りですね、来週ぐらいにはですね、会合資料の案といった形で、ヒアリングをさせていただければなと思います。
0:12:17	はい、規制庁なんかスカイをわかりました後は何かそこで検討するにあたって何かそちらからの懸案みたいなものがあればですけど何か提案みたいなあります。
0:12:27	せっかくこういう場があるので少し何かあればということなんですけど。
0:12:34	日本原燃諏訪でございます今中川さんにやっていたところっていうのは、介護資料をまとめるにあたっての、
0:12:44	何か懸案という、そういうことですね。はい。はい。
0:12:49	今ちょっと社内で考えてる範囲はですね、説明の仕方っていうのはこんな形かなあっていうのは、概ね、
0:12:59	迷いなく、みんな同じような意見でまとまっておりますんで、今の時点ではちょっと懸案というものはございません。わかりましたそれではまた図の準備ができましたら、お知らせいただければと思います。
0:13:13	以上です。
0:13:16	規制庁シミズです。藤原山の内容についてほか成長側から何か確認ございますでしょうか。
0:13:25	支店長谷井です。ちょっと個別の話になるんですけど、23ページGの表、MOXの方でまずいきたいと思ってんですけど。
0:13:36	等について、認識の確認だけしておきたいんですけど、各申請グループの各申請に於いて、どの条文の関連しますよっていうので主要な機器とか区分レベルのものがありますけど書いていただいているっていう認識はあるんですけど。
0:13:51	どういった時にマルとかのつけてるかっていう認識を合わせておきたいんですけど。
0:13:57	例えば外部事象とかで言うと、外部事象でつけるのは、これは防護対象の時はずけてなくて評価対象の時はずけるとかですかね。
0:14:15	はい。入園者でございます。としてはいわゆる評価対象になっている場合という行為が、設計として別紙2が入れているのでそこによって丸をつけているということです。

0:14:27	規制庁谷です。考え方はわかるんですけど、この表タイトルが一応各申請書における適合性説明対象条文っていうふうに言っていて、適合性説明っていう意味でいうと、防護対象が申請の時も対象じゃたような気がするんですけどそういうのって何か。
0:14:42	例えばどっかに抱えてるもんでしたっけここ2個目とかフルで別に構わないんですけど、
0:14:49	はい、吉田でございますはいそこへ注記なり考え方はどっかに書きたいと思います。
0:14:58	こういうふうに両方対象が全部ついちゃうっていうところもあってちゃんと設計として詳細設計に展開して評価してっていうところが対象がちゃんとわかるようにという意味で、
0:15:09	整理をさせていただいてましたのでそれを考えてるか、そこがわかるように、適切に記載を追加したいと思います。以上です。
0:15:18	ちょっと2通よろしくお願ひしますおっしゃる通り、防護対象っていうふうに言うと安重であるとかそういったものとかできるわけやんできない追設ですねすべて対象という形になってしまうので、何か話になるのでっていうのを理解していて、
0:15:31	結局ここ書かれてるのは第一課猪瀬はもうここ第二グループからかかれば書いてないですけど多分置くかいいのキャスターとかの影響を受けるものであるとかを不具合に若干一部探されてるものであるとか、
0:15:43	社内電源とかで言うんだったら古閑火砕物D空気取り入れるとかそういう多分考え方とかがあってここになってるという確認を見ればわかる気がするんですけど、一応考え方をえといてもらった方が、
0:15:55	今日外部事象ってでかいやつとちっちゃいやつがいてると思っていて、ちっちゃいやつだっけどどこまで考慮したことにしますとか、何かそこらの考え方がわからないと何まで細かい点でしたっけって話になるような気もするので、考え方がわかるようにしていただければというのがまず1点と、
0:16:10	あと、
0:16:12	例えば11条の12条があって、
0:16:15	第4グループでいうと、
0:16:17	第2項申請で火災は横ばいなんですけど、溢水妥当貯蔵施設っていうふうに入ってきていて、
0:16:25	これ溢水と火災で何の差が生じるもんでしたっけ、火災に関して言うと内部事象なんで、

0:16:32	基本的には大体まあ対象になってしまうような気もするんですけど何か差別化もあるんですけど。
0:16:44	弓削理事は当然一緒だけにとどまってくださいしません。
0:17:16	はい、西原でございます。またでしょう。すみません。今言われているのは、もう1回、もうこういう変更のところが場になっているということだと思います。今回の対象に少ないこと。
0:17:31	あと不明な部分とか共通的な課題と最初に言って共通的な設計方針で全体を展開しているの、個別具体の設備に対してここにこれはこれでっていうことまでは、
0:17:42	していただいているところで、違いが出ているところだと思ってます。以上です。
0:17:47	規制庁田尻です。溢水は何か、今のお話だと対象が少ないとかっていうのは対象が少ないのは認識していてどっちかっていうと何かS Eの坂とかそういう形が多かったり、何か外にいるような人が多かったようなイメージはあるんですけど。
0:18:01	水の課題も防護対象の考え方は多分大差がなく、
0:18:07	溢水だと影響を受けて火災だと影響受けないっていう説明もなかなか難しい気はするので、少ないからっていう理由で省くるぐらいだったら書いてもいいんじゃないかなと思ってその辺りは考え方全体として統一して、整理いただければと思います。
0:18:22	はい。ニューメディアでございます承知いたしました。
0:18:26	規制庁谷井です。ついでになんですけど、一応イメージとしては14条の安全機能を有する施設っていうのは、DBである限りはすべてが対象になるので、こういうのが多分一番広く書かれてる形にはなるんですけど。
0:18:38	例えば火災とかさっきの葛西と菅ところだとすぐ今同じランドはできない薄い線に書いてる具体に書いてるんですけど、結局当然どこまで来るかの考え方の差があるんだろうなとは思いますが、
0:18:52	これっていうのは何なんだったら書くとかって何かあるもんですから基本的には十条の欄が一番広いものではあると思うんですけど確かにここで、個別具体にどこまで延びてくるのかっていうところがあるので、
0:19:03	何か考え方があれば一応確認しておきたいんですけど。
0:19:16	はい、日本原燃志田でございます。今は、もともとはこれで主事とのリンクで0であったり設備名称で書いてまして、

0:19:27	別紙 4 で機能要求とか石油系とか要求書率を書いた上でその検層教育方針とその要求収率の関係で、設備名称を変えているものを各会長ごとですねそれを全部拾い集めて振り替えていると思っています。
0:19:44	そこの設備名称を変えている分類がそれぞれどう変わるのかっていうところをちょっともう一度整理して共通的な考えを書けるようにしたいと思います。以上です。
0:19:55	規制庁谷です別紙 2 の方で整理されてっていうのは除く認識しつつなんですけど、例えば被覆とか組み立てとか、要はメイン工程もノーカー、一応委員会とか他の条文中に書かれている安全機能を有する施設はどっちかっていうと、
0:20:09	初動はい聞い河西っていう何とも言えないラインを選んでこられたんで何か差があるのかなと思った程度なので、考え方だけ整理いただければと思います。
0:20:21	はい。衛藤。
0:20:23	この資料としてちょっと後でまた設備体のやつが出てくるんでその時にも似たようなこと聞いちゃうかもしれないけど大枠としてとりあえず自分から 1 回以上です。
0:20:34	規制庁仲です。今のこの
0:20:40	23 ページの表なんですけど、この共通 05 全体を、の資料を見ると、
0:20:48	10、
0:20:53	14 ページぐらいからその第一グループでこういうものを申請し、第二グループでこういうものを申請し、
0:20:59	というのが一応内訳が書いていて、
0:21:03	それが、
0:21:04	まとめると、
0:21:06	この 23 ページの方になるのかなと思いつつ、
0:21:11	何となくですねそ、その両者を比較すると、
0:21:15	何となくどうまとめたのかよくわからなかったっていうところと、
0:21:20	あと本当に何かこれ合ってるのかなっていうところがいくつかあってですね。
0:21:24	他、例えば、
0:21:26	右下の 19 ページ
0:21:31	第 4 グループで申請する主な設備で、
0:21:36	2 項変更で液体廃棄物の廃棄設備海洋放出管等っていうのが、
0:21:43	これは 2 行に書いていて、
0:21:45	例えば 23 ページを見ると、

0:21:49	これが、
0:21:51	1項の方に書いてたりしてるんですけど、こういうところは何か23ページ中心に結構直したのかなと思いつつ、
0:22:03	さっきの
0:22:05	19ページとか、こういうところ自体もリバイスをかけて一応合ってるっていう整理なんですか。
0:22:24	はい。与儀石田でございます。そうですね19ページのところがその点枠で書くかってところも含めて、
0:22:34	ちょっと飛ばないんじゃないですけど、開発課については、確かにいこうという意向でそれぞれ、
0:22:40	整理出してる場所の変更に係る部分と、新規にかかる部分ってそれぞれあるので、そこを書き分けているところで、今は履行変更のところだけが徳田市で開放スカウトをとということで書いてます。その関係がちょっとわかるように、
0:22:58	10ページを含めて整理をさせていただきたいと思いますが全体としてはそういったことを、どこまでが一行どこまでが事項ということで、切り上げて過去の設計との関係も含めて整理をして、先ほどの23ページの表ができ上がっているということでございます。以上です。
0:23:16	はい。規制庁の中瀬23ページにすべて全部をかけるわけではないと思いつつ頭でくくらずにちゃいけないうのを思いつつ、
0:23:25	それが別紙2との比較というのはそれはそれでわかる。
0:23:28	前のところの19ページ前のところですねそういったところの、
0:23:34	ある程度比較をした上でですね、ある程度相互に合ってるなというところがわかる程度ですね必要にして、
0:23:44	23ページに少し追記していただくとかですね、そういう工夫をしていただければと思います。以上です。
0:23:59	規制庁上出です。同じく、
0:24:02	23ページなんですけど、
0:24:05	15条の丸付けが、またちょっと悩ましくて、先ほど、外部事象でも話したように、評価対象であったり、計算書が、
0:24:19	つくものに対してもあれをつけてってということなんです。
0:24:23	は医療技術者でございますはい。おっしゃっていただいている通りでございます。その辺がわかるようにしないと確かに、どこかとの関係も含めて、何でこれだけ出てるのって話になると思うんで。はい。ちょっと整理は、
0:24:37	考え方確認は同じようにしたいと思います。以上です。

0:24:41	はい。規制評価ベースでその上で、材料構造に関しては、2項変更で、材料構造としては対象には入るんだけど、
0:24:53	2項変更で、既設工認でもう計算済みだから、今回計算書はつかないと、だから丸がついてないっていうものがってことです。
0:25:06	うん。
0:25:07	すいません二本木西原でございます。まず前提として目算は過去全部で4回申請をするところに2回まで、機構にということで認可をいただいています。その二階部分の中で共同計算みたいのがついてない。そこまでの前で終わってしまっているんで、
0:25:25	今回すべて1ヶ所新規みたいな形になってますということが前提でございます。それぞれあるバーのつけ方をさせていただいたということでございました。以上です。
0:25:37	規制庁神です。わかりましたそこまで複雑な構造ではないということで、
0:25:44	強度評価が必要なものは全部とりあえず今回の、そこに出ていくことでその上で、丸付けするっていうことなので、あとはあれですね再処理側で先行して、
0:25:57	15条の対象って何なんだみたいな話をしてますけど、ちょっとMOXでもその考え方を聞かないと、
0:26:06	なかなかこの丸付けでいいのかっていうのが判断つかないかっていうところなんで、次回申請ではありますけどちょっとその話も聞き始めてと。
0:26:18	いう感じで進めたいなと思いますけど、よろしいですか。
0:26:22	はい。乳井西田でございますはいおっしゃっていただいている通り上場、材料構造再処理のヒアリングでポンプ弁の取り扱いの話が出てます。それを理解をした上で同じように、ボックス内にも展開が必要だと思ってますけどそれも含めて整理が必要だという認識でございます。以上です。
0:26:41	規制庁亀井です。わかりました。とりあえず、私の方からは以上です。
0:26:49	規制庁田尻です一遍聞き忘れたことはあったんですけどね再びで申し訳ないけど、23ページ1項と2項があって、基本的に何分の方は新しく建物で丸がついていて2項の方は3分の声があるっていうのはでも変わるんですけど、
0:27:05	錯覚んと、2行で三角の土岐都丸のときがあると思ってるんですけど、ここうって何が変わったかっていうのがちょっと一応掴んでおきたいんですけど、一番おかしい十四条を見ていただいて、

0:27:17	第二グループの2項変更のところである、被服と貯蔵は丸DD搬送という想像は三角ですって形になっていて第三グループにと整形は丸ついていてで、
0:27:28	第4グループにIT貯蔵施設は三角という形になってるんですけど、
0:27:33	ここってというのは、まず第4グループの貯蔵ってというのは第二グループの時に言ってるから三角とかそういうことなんですかね。
0:27:43	何が変わってて、何が変わってないかの整理なんですけど。
0:27:49	三宅西原でございます。マル三角のつけ方は、ちょっとここぐらいすいません不親切ですね。
0:27:56	施策に対する例えば内部発生飛散物が完全に重要度でいくと追加になってその対象になるのが、安全な場合は、防護対象がいる場合はそれとの関係でも説明をします。
0:28:09	いうことであれば、0にしてたと思います。道路みたいなもので、一般的なその安全機能を有する施設の条文要求がかかっているの、金角栄項がないので、その三角といったような整理だったと記憶をしています。
0:28:24	これもちょっと考え方がわかるように書き物にしたいと思います。以上です。
0:28:29	規制庁田尻です。今おっしゃっていただいたようにルールをはっきりしといた方がいいかなと思っていて対象っていうと、基本原則でいうと規則を言ってるのはデッキの有する施設になってしまうので、とりあえずは全部拾われるので、
0:28:42	そこんところで結局防護対象ははっきりさせるために案にしたちゅうんだったらしたような気がするんですけど、そういう考え方ってのはまずはっきりして欲しいというのが一つと、あと、例えば今のところの第4グループのところの言うと安全機能を有する施設貯蔵施設のところは三角でいつになることもあれになっていて、交代制の考え方でそう変わらんような気がするんですけど片方は0で、
0:29:02	3角とか何か、発生した物だという場合は、多分そこで何で者が差が生じたのか結局、
0:29:10	横のところでのこの内部事象等外部事象防護対象の考え方ってというのは、ある程度統一されていていただけるというふうに思うのでよろしく願いいたします。以上です。
0:29:32	はい、乳井理事でございます協議いたしました。あとちょっとここへ表記としてわかり増益が失敗したらちょっと修正の考え方を整理したいと思

	います。第4グループで書いてある核燃料物質の貯蔵施設で解決のもとに括弧で書いてますけど、これ、
0:29:49	もともとは容器の話だけを書きたかったので、直接と書いてしまうと施設がエントリーされるみたいにも見えるところがあるので、対象として正しく伝わるようにちょっと記載の工夫内容、
0:30:01	ご報告をさせていただきたいと思います以上です。
0:30:06	規制庁の萩原です。細かい点なんですけど、確認させてください。24ページのところで、
0:30:12	39条だと、情報パーク的なもの。
0:30:17	第二グループ。
0:30:19	ところで書いてある部分。
0:30:20	について、なお書きで第4グループに、
0:30:23	にて詳細を宣誓する形で、第4グループのところにその部隊を記載されているんだと思うんですけど。
0:30:30	37条の場合、
0:30:33	第二グループの1個申請のところなお第三グループにて詳細を申請すると言いながら、第三グループのところでまた同じ記載がされてるんですけど、これって、ただ単に記載ミスですから、
0:30:49	はい、結城西原でございますがこれは有効なビューポイントないということだけだと思います。記載の方は先ほどの通りルール化なりちゃんとして、
0:31:01	大会考え方を書いた上で、上に合わせて統一させていただきたいと思います。以上です。
0:31:07	規制庁の藤村ですよろしくお願ひします。では藤江藤さん。十九条23ページにある19条の放射線管理施設の関係もわかるような記載であって欲しいなとSAで使うものって多分こちらでも、
0:31:20	関係してくると37条と19条でわかるようになるのかなと思っていますので、
0:31:26	お願いしますということと、あとその大学からその第三グループで書いてある崎田園廃棄物の廃棄設備っていうのは、
0:31:35	衛藤一成のときだけに使う感じなんですかね多分廃棄モニタリングとかで使うのかなと思ってそれは、もともと十九条で持っている保守性管理施設のところでは使わない部分をアパートという部分を、
0:31:51	規制のところ、
0:31:52	使うようになるっていう理解でいいんですか。
0:31:58	猟犬者でございます。すいません今藤原さんが言ってるのは、

0:32:02	どこの条文のところですか。37、37条のところの開発の廃棄設備っていうところがあって、その中範囲が少し米印で書かれ、
0:32:12	それはもともとDBとかの世界で使ってるITモニターとかに扱わない場所ですかという確認。
0:32:20	はい。弓削西原でございます。ちょっとこれ確認をしますが、DBが使えない場所です。石崎新居早く来るところで、
0:32:31	測定するっていうのを、SA用として、帰っていたと記憶して、その前の話を、ここで書いてましたので何を対象にするかがもう少しわかるように、整理をして記載を拡充したいと思います以上です。
0:32:47	規制庁の藤村ですよろしく申し上げます。
0:32:51	すいません、続けて、29ページもお聞きしたいんですけど。
0:32:56	このケースの中で、
0:32:59	放射線管理施設の重大事故対応。
0:33:04	羽賀。
0:33:06	根井。
0:33:08	ここで37番って書いてある環境管理設備、
0:33:12	ていうのがあるんですけど、これって何。
0:33:23	34とかなりこの人がそれを10、あれですよ4番とかぶってる上で37番が出てくるんですよ。はい。すいません、事実確認した上で、後ですいません答える形にさせていただいていいですかちょっと申請書がすぐわかると思うので。はい。
0:33:41	はい。よろしく申し上げます。
0:33:43	この資料について私からは以上です。
0:33:54	規制庁仲です。すいませんちょっとたびたびですけど、
0:33:57	23ページの表で、
0:34:00	申請の情報なんですけど、
0:34:04	13条の避難証明を抜いてるって何か理由があるんでしょうか。
0:34:23	はい。小出西原でございます。すいません。
0:34:27	作っておいてなんですけど意図的に抜いた覚えが、
0:34:30	一つもないんですけど、安全避難通路ですね。
0:34:33	はい、失礼いたしました。完全に済ませ最初に作った時に、そこが抜けたかもしれませんもう一度チェックして、抜けがないようにしたいと思います以上です。
0:34:44	はい、わかりました。津波とかはないんですけど、これは設備がないから抜いてるっていう考えで抜いてるってことなんですか。

0:34:54	はい。津波についてはすいませんそうですね最初私のときに対象の設備がないのでということで、ここでは、設備とリンクということで思って、
0:35:06	書いてましたのでそれも含めた上で、対象にしてなかったということです。以上です。
0:35:11	はい。
0:35:12	ありました。それであとついでなんですけれど、第三グループの、
0:35:19	10、
0:35:22	17条の、
0:35:24	貯蔵と、
0:35:26	22の遮へいのところで、
0:35:30	1項の方にその成形施設と入っていて、2項の方で入れてないというのは、該当するものがないということなんじゃないかな。
0:35:40	何となくその、
0:35:42	前の、
0:35:44	何かグループ章ビル。
0:35:46	藤。
0:35:48	17ページぐらいに書いてあるんですが、これ見ると該当するように見えるんですが、ここは、
0:35:55	第2項ではないっていう理解でよろしいんですか。
0:36:00	二本木石田でございます。
0:36:03	すいません、ご発言をちょっと確認させていただくと第三グループの遮へいの22条、10何乗とおっしゃいましたっけ。七条ですね。
0:36:15	ね。
0:36:16	大丈夫、17条。
0:36:19	17条、17条と22条、はい。
0:36:28	一応1項と2項両方成型施設があって多分な内容によるってことだとは思いますが、
0:36:36	はい。これ、こちらで再度確認をさせていただきますが等々の別紙への限定の中で、十七条としてはその施設の要求と、
0:36:49	遮へいとの関係でのリンクで整理をしていたと思います今一度、内容を確認をした上で、必要であれば、修正をさせていただきたいと思います。以上です。
0:36:59	はい。市長中瀬。了解しました。
0:37:07	規制庁清水です。これと共通0個資料について規制庁側から確認ございますでしょうか。

0:37:19	日本原燃の方から一応、本日のコメント踏まえての資料の修正方針と、あとスケジュールについて説明をお願いします。
0:37:29	はい。井出西平でございます。共通の部分につきましては今ほど言いました。特に
0:37:39	右下の2、
0:37:42	20、
0:37:44	3 ページですね、これが 24 ページの表のところ、その内の、17 条、17 ページとか 20 表とのリンクということでまだちょっと不整合がある箇所があればそこは修正をさせていただくと。
0:37:57	ということで、やっぱり 2034 と書いてある③の付け方の考え方をちゃんと整理して書かさせていただきます。その上で、そういった異なる三角の付け方が別紙 2 との再度確認をした上で、適切な修正が必要であれば、
0:38:15	必要であれば、適切に修正を行うということをお願いいたします。
0:38:20	はい。資料の修正としては
0:38:24	第 1 週教授回収が 610 万 1000 円ぐらいは落としでできると思いますので修正をした上で、お出しをしたいと思います。
0:38:33	あと先ほどすみません振り返りをしている中で恐縮でございます。藤尾さんからご指摘あったものについては、
0:38:44	大京社さん所の放射能観測車になりますけども、ちょっとこの辺、予定の関係、対象とは何かっていうのはもうちょっとわかった方が、このページとしての整理もしやすいので、整理し、ピンクがわかるように、再度、
0:39:01	必要な追記等をした上で、整理をさせていただければと思います。以上です。
0:39:09	規制庁の藤丸さん先ほどお答えいただいたことについては理解しましたよろしく申し上げます。
0:39:18	江藤共通 05 使用について衛藤を通して規制庁側から何かございますでしょうか。
0:39:26	なければ続いて、共通 06 の資料について、原燃から説明をお願いします。
0:39:38	はい。ニューメディアでございます。それでは共通情報グループリージョン 9 ということで 7 月 4 日に愛知へ提出をさせていただきました。
0:39:47	こちらはねこれまでの A、

0:39:51	昔はまず別紙でのもらえるというさしていただいたものを反映するということ等を共通分と、別紙力整理とのリンクが、
0:40:01	あんまりなかったところになりましたのでそこを整理をさせていただいたということでございます。
0:40:08	あとそれに伴って、記載の位置を変更しているのが幾つかあります。それ以上すいません同じ河成になってしまって記載を直したのが一部変わってしまったというのが現状でございます。
0:40:21	例えば、
0:40:24	右下 4 ページでいきますと C とかでよろしいですこれ市お願いをしたりとかあとは、ここで言うべきこと以外のことを、この右下 5 ページ分も含めて会計とかこれを、
0:40:36	この記載の有無かそれとも精一杯をさせていただいたということで、下線が絶対引いてますけど文章としては大きく変わってはいないと思っております。
0:40:46	衛藤 D、右下ページとかでは別紙 1 の今、やりとりをしているところの、留意点というのを引き出して、ここに展開をさせていただきます。これをやることによって基本設計方針として、
0:40:59	等を展開する機会と記載すべきかというところを、方針であった理由として明確にしていくことができると思っております。
0:41:08	ということでございます。
0:41:10	契約、右下、
0:41:15	20 ページ、例えばもう共通業務で共通じゃないかとかいう、やらさせていただいたところ、自分でやらせていただいた仕様書記載事項な。
0:41:26	整理等を共通 6 番にジョイントをさせていただいたところでございます。
0:41:32	具体的な資料第 1 回の申請については、この後出てきます共通佐田町に入れました上、セイヒョーとしての記載方針であるといったものは、全体の共通通信として入って固めるべきだと思いましたので、
0:41:45	強制力 0 引っ張ってきて、変更していただいて今回共通性を橋田に飛ばすという形で整理をさせていただいてございます。
0:41:56	21 ページ以降、採決ということで、設工認申請対象設備の選定というございます。これさらにそのあとに説明する共通 09 とのリンクということでございます。
0:42:09	これまず、右下 21 ページのところから、個人のところで、申請対象設備の選定をやった結果も踏まえた上で、A はゆ牛切工事申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理と、

0:42:23	ということで、添付書類を付けますよと、作りますということ宣言して文書を出して、さしていただいたこと。
0:42:32	右下 23 ページのところどうかという、でございます。これの以前の議論がありました。この申請対象設備リストにおける数のカウントの仕方と、
0:42:44	ということで、支援表との関係であったり、業種別検査、検査のやり方も踏まえた上で、数として、数量をカウントして確保意識とするものということの考え方を、
0:42:58	記載をさせていただいたということでございます。
0:43:02	右下 23 ページ、73 ページの 4.1 E 添付書類のところの片括弧 1 でございますが、
0:43:11	これは以前許可制度のところ、
0:43:15	原燃独自だけシンチ等を使って利用した形で、整合性に関する説明書ができないかということも考えていろいろ書いてましたが、
0:43:27	結局それと違う、職員の形することの意味もありませんし、強化で成功として本来でいく仕方で整理をすべきだろうということで、
0:43:37	それぞれの形式を参考としてありますよということで、記載を見直しております。
0:43:43	はい。あとは、
0:43:47	右下 26 ページに一つ準拠規格及び基準というのがあります。これ
0:43:54	内部火災海水から外れましたが上岡さんからご指摘あったように 16 ページの一番下の⑧、これその前は、いろいろと本文だったり添付しているのを書き分けて書いてるんですけど章が確かにはっきりしないので工務部っていうのが、
0:44:10	本年の事務局各基準の場合は、これから参考扱い記載をしますと、添付書類の上では計画として全体の、その中で展開をして使ってるような展開をしてると。
0:44:23	整理をさせていただこうと思ってました。ちょっと手話が担当しなくて相田家勝岡呼んで答えを対象にしてるかよくわからないということになりますので、ここは後日記載の適正化をさせていただきたいと思っておりました。
0:44:37	はい。大体 27 ページ以降に類型化がありますこれが今まさしく後 2 とか 3 とかでやらせていただいているところ。あと回収については別紙 23 で整理をしながらも、
0:44:49	いわゆる経過ということで、個別の不足でやらしていただいているもの、そういったものが査読に進んでいるかというのを、書き下していくとい

	うことで整理をする、対記載を追加させていただいたということでございます。
0:45:04	はい。説明は以上になります。
0:45:10	規制庁清水です。それではただいまの説明について規制庁側から確認ございましたらお願いします。
0:45:25	規制庁岡です。5 ページ目で、
0:45:29	F のカッコイイのところで、
0:45:32	主なことを記載しているんですが、
0:45:35	この考え方が結構最近別紙 1 を確認していく上で必要だった当間。
0:45:42	なぜかとれてきてるなと思ったんですが基本設計答申の中で、
0:45:50	許可の時には等をつけていたものを外すっていうこのルールは、
0:45:54	どういう考えから、
0:45:56	まず整理されたものなのでしょうか。
0:46:02	はい。石原でございます。これも確かにいろいろと書き書き物にしてお出しをして、その間に本当ヒアリングを並行してやらしていただいて、
0:46:13	その中でまた考え方が変わってということの状況になってると思ってます。もともと以前、溢水ですかね、の時にご説明した通り、基本設計方針をそのまま当初考えた考え方を説明させていただきますが、
0:46:29	基本設計方針をそのまま読んだときに営業課で例えば頭を使っているその方針の頭で頭を使って、例えば展開をしているけども、譴責方針をずっと許可通り展開していくと。
0:46:42	結果、その被災の中で頭がなくなるなくなる場合やっぱ、当初考えていたのは、その中で、結局使ってないんであれば、
0:46:53	必要ないんじゃないかということで、ちょっと方向で考えた当初の考えてございます。それに基づいて、一斉については修正して、ヒアリングでやりとりをさしていただきやすいんじゃないかということになって、
0:47:06	全体の方針としてはやはりある程度報告で見べき等いろんなものがあるんだよということを言った上で、個別の展開に入るんじゃないのかというのは、おっしゃっていただいていることがちょっと理解はしましたので、
0:47:19	それぞれやっぱ実際見直しが必要な箇所かと思ってました。以上です。はい、規制庁はその認識、合わせられたということでここ変え必要があるのとあと、
0:47:31	最近のヒアリングで、その基本設計方針の場で、当ここ等は今後
0:47:37	可能性なんかも考えて、
0:47:43	書類の詳細、

0:47:44	その8月に設計が決まっている中でも、不必要等が入ってきたり、教習所違い湯田等が入ってきたりしてたん。
0:47:54	それは、
0:47:55	最近あと汚染防止の年今般、
0:47:58	お店
0:48:00	でした。
0:48:02	もう、詳細設計
0:48:04	では、
0:48:05	逆に、
0:48:06	必要のない方は、明確化された。
0:48:10	よって、
0:48:12	必要ないことを入れない方向という、
0:48:16	ことなので、その辺をちょっと少ししっかり整理周知していただいて書類作成の方、
0:48:22	臨んで、
0:48:25	はい、吉原でございます。はい
0:48:29	ちょっと我々も大分やり合って消してる状態だと思ってます。おっしゃっていただいた通り本文マターについては、そういったことで例えばなくて、その中にもともと入るようなものまで含んだときにわざわざ、
0:48:45	変更手続きが必要なかっていうことも、そういうリスクがあるということ考えた上で、方針的なものについてはやはりいろんなものがあるとはっていうことで起こすと言ったとしても、
0:48:56	添付書類はやはりそこを詳細設計として書き下して、こういう説明をしていくところなので、基本設計方針を受けてその辺も書いている基本方針みたいな玉城柱書きのところそのような、
0:49:09	展開させていただいたとしてもそのあとに出てくる設計を指針としての件、記載ですね、それは当然ながら等外していくということで、ちゃんと立てていくことをそこに書くということで整理をしてちゃんと周知をした上で、
0:49:24	個別の資料に反映できるようにということでさせていただきたいと思います。
0:49:28	一部、一層のように次回エコ店舗が増えていくことについては、今後の理事会でご検討の中でそれを詳しくしていきますという宣言を以降で書かせていただいて資料作ると。
0:49:41	そういうことも含めて全体方針をちゃんと整理して、
0:49:44	周知徹底をさせていただきたいと思います。以上です。

0:49:48	はい、規制庁岡です。今の認識で、
0:49:51	大分再整理されると思いますので、引き続きよろしく申し上げます。私から
0:50:02	規制庁側から
0:50:05	確認ございますでしょうか。
0:50:10	規制庁コサクです。どうぞ、赤嶺さんどうぞ。
0:50:16	はい。
0:50:18	48 ページの建物構築物で、いろいろ
0:50:25	パターン分けされてますけど、
0:50:27	あれでしたっけ。
0:50:28	排水設備って何か、前使用表に載せるみたいな話があったような気がするんですけど、いっぱい書いてないんですね、あれと思ってましたっけ。
0:50:40	今西でございます。ちょっと調べます c f って私も宣言してたので仕様表にするつもりでしたが、例えばもう、
0:50:48	一部として、何か行くことにしてたはずなんでちょっと確認しますすいません。
0:50:55	はい。規制庁鏡です。よろしく申し上げます。ちなみに、エムシャ 8 ページの表って、前回の、
0:51:01	リビジョンでもついで後、
0:51:05	対人間者でございます。前回のビジョンでもつけてました。ちょっと功罪こうして等をつけてるかもしれませんので、もうちゃんと書くべきものは、宣言をして書くようにしたいと思います。以上です。
0:51:20	はい。規制庁、伊井です。わかりました。
0:51:23	あと、
0:51:27	気になってたようボックスなんですけど、
0:51:33	112 ページですか。
0:51:36	ええ。
0:51:37	これは、
0:51:42	の 110 ページの業務ボックスの
0:51:47	もう連立ってというのは、
0:51:51	これが設定されていて、
0:51:55	ただ、これも言葉上の問題なんですけど耐震できる機能云々の話ですけど、漏れ率っていうと大分気密性みたいなふうに読めますけどこれは閉じ込めとしての、
0:52:11	設計で、漏れ率ということを使ってるってまず理解ですか。

0:52:16	経営者でございます。はい。おっしゃっていただいた要求としてまず当時今年です。取り込みの部分の利率と、開口部の風速というのを設定するということで、平均の要求をしているということでございます。以上です。
0:52:31	はい。規制庁菅です。これって、後このマル三つっていうのは風速を考慮した場合なんですかそれとも不足が起きてるっていうのも、率、相まって漏れ率なんです。
0:52:54	はい、西原でございます。ちょっとここ、すいません私も頭の整理をしないといけないかもしれません。スパッとスタートしてそれでこれ率を受けるんですけど、これが、
0:53:05	負圧維持すれば風速との関係で、かつ排風機的能力との関係で、負圧維持するために必要な止め率っていうのは設定なのか、その辺もちょっと
0:53:19	どういう状況でこれを設定して、どういうところが結びつくのかっていうのをちょっと整理をして、説明できるようにしないといかんなと思ってますのでちょっと別途整理をさせていただきたいと思います。以上です。
0:53:32	はい、規制庁菅です。耐震側で、いろいろその動的年コメントは何たるやみたいな話、説明してくださいっていう中に、その延長線で、結局、
0:53:43	こういうところに行き着くと思うんで、そのあたりも見据えて、ちゃんと話が聞ければと思います。
0:53:53	はい、二本木西川でございますはい。承知いたしました。
0:53:57	あ、規制庁コサクです。今の点0。
0:54:01	今、議論する必要もないのかもしれないんですけど、
0:54:05	耐震の方では、居住性と君、すいません機密性という言葉を、
0:54:12	使うのは居住性に関する時であって、
0:54:16	閉じ込めの場合わあ、それと切り分けて、
0:54:21	扱いますっていうことだったと思うんですけど。
0:54:25	今野芭蕉はその観点から漏れ率といいますという感じなんですけど。
0:54:32	もともとのこの
0:54:36	あれ、
0:54:41	※古賀フレア*の5番で振られてて、
0:54:47	ここでは喫緊設工認では気密性カッコ漏れ率と書いてましたということ。
0:54:53	なんですけど、

0:54:56	括弧書きの部分だけにしましたっていうことだとするとともとの気密性居住性に関する時は、ここの用語をどういうふうにするつもりですか。
0:55:20	弓削記者でございます小崎さんが言われてるのはこれ、もともとが既認可で秘密性と言ってたけども今回当初コメンの運用拠点もあるので、
0:55:29	閉じ込めとして整理をして書く、かつこの括弧書きの中のリリースっていうことだけをピックアップしてこの仕様に変えたと。それと同じような漏れ率で書いている気密性が、
0:55:40	で書く場合は、同じ言葉を使うのか、違う、違う言葉を使うのかどういう整理を考えているかっていうご質問でよろしかったですか。
0:55:49	はい。その通りです。
0:56:00	はい、西原でございます。正直すみません。そこまで頭回ってませんでした。メール使ってるから機密だとか、そういうような協調性とのリンクがとれる言葉を、
0:56:11	別途立てて、各回っていうことも含めて整理をさせていただきたいと思います。以上です。
0:56:18	はい、垂直サトウです。私もちょっと聾の方の状況確認までしてなかったので申し訳ないんですけど、よろしくお願いします。
0:56:27	何ですかね、交互的によく言ってたのはインリーク率とかって言ったような気がしますけど。
0:56:34	それ何で変えたのかなっていう。
0:56:37	ところです。そういうのも踏まえながら漏れ率でいいのかどうかということとは検討いただければと思いますし、
0:56:46	あと、これの
0:56:50	単位なんですけど、50%パワーとなっていて、
0:56:55	これは言われたように、換気系の設定のもの、そのもののような気がするんですけど、
0:57:03	それで設備としての使用、
0:57:07	設備っていうかその器としての仕様として、適切なものですか。
0:57:20	はい。弊社でございます。そうですねいわゆる他のところのようにパネルの隙間みたいなものを設定をして、
0:57:30	関側がホテルないよということの担保の要件としてこの曲率を使っていたと思ってます。この単位としてが適切かどうかっていうのはもうちょっと整理をした上で、
0:57:43	あとは先ほど、機密性との関係もあったので言って今度設定機密なんですかね、そういう関係を、多分単位がおなじ対等なので、

0:57:56	それをどういう、
0:57:59	どういう設定とかどういう根拠で、ここに書いてかつどういうことってリトミックでこの制度を説明しなきゃいけないのかっていうことも踏まえて、
0:58:09	多分単位だったり、今年も名前だったり県も決めなきゃいかんかなと思ってそこでした。以上です。
0:58:18	はい。規制庁コサクです。整理よろしくをお願いします。で、
0:58:24	関連するものでいうと、風洞については、開口面積のようなことで設定してあったように思います。
0:58:32	それは、さあ数を付けるのではなくて、風量を確保するということところで、この面積であれば不良この程度に、関係の、
0:58:43	関係からなるので大丈夫ですと、それ以上大きくする等、流速が遅くなるので、制限しますということだったと思います。
0:58:51	逆に、居住性の関係からの炉での制御室のインリークについては、関係の設定と同じような、
0:59:03	単位になってると思うんですけど、その場合には、インリーク率を試験して確認してるんですね。
0:59:12	もし同じような、
0:59:14	単位でやるということであれば同じように検査をするところで確認確認をとるのかと。
0:59:20	というようなことも含めて全体整理が必要かなと思いますので、整理をお願いします。
0:59:30	はい、日本イシハラでございますはい。おっしゃっていただいたことは理解しました。
0:59:35	大分ループ数いきますとふうでいうと、甲斐小滝さんですかねどうぞ、社会に対する先取り金属の高さでその風速を確保するのかという福住委員もお話をさせていただいて、
0:59:50	その高さを設定の根拠として仕様表の詳細化等で書いてあるこれで条件だということを示させていただいてました。一方グローボックスの方が、開口部風速の方は、本当一行が外れていたということの風速として事業変更許可にも、
1:00:07	取り組めるところに遊休化していただいたものだと思ってます。一方、法律がこうだということ、グローボックスの使う時の検査でいけば、当然開発をして、パネルとの関係でインリーク率を見て、

1:00:21	これがちゃんと確保できるというのを見た上で、グループとして完成ということでやってはいるんですけど、この維持管理というのも含めて多分どういうふうな、
1:00:33	設定をして、ここに書く方がいいのかというのは多分ちゃんと整理をした上で考えてか何か書かないといかんかなと思ってますので、それも含めた上で整理をさせていただければと思います。以上です。
1:00:48	はい。規制庁コサクですよろしく申し上げますで特にこのボリューム%パーアワーっていう単位だと、関係の場合は、自分が動的なのでいいんですけど、
1:01:00	この器の場合は受動的でして、
1:01:05	単純に言うと差圧がどれぐらいの時にどれぐらい入ってくるかと。
1:01:10	というような条件が、
1:01:13	発生してしまうような気がするんですよ。
1:01:16	なので、検査の条件とかを考えていけばおのずとどういう場合の数字として考えなきゃいけないのかっていうのを考えていただけるかなというふうに思いましたので、お話ししました。よろしく申し上げます。
1:01:36	規制庁上手です。ちょっと余談かもしれないんですけど、教えてください。
1:01:42	グローブボックスっていうのが事実で一応学があって、風土もあったような気がするんですけど、そこである程度性能担保するときに、確か気密性みたいのを見ていたと思う。
1:01:57	それはやっぱりあれですね、こういうバーじゃなくて別の単位で見ますよね先ほど石原さんが言われてたパーツ試験みたいなものって見えます。
1:02:09	電源車でございますJISに従ってやってるか、かつ試験の結果がボリュームパワーってしたいのでちょっとそこも含めて確認をもう一度したいと思ってました。以上です。
1:02:23	はい。規制庁亀井です。わかりました。ちょっとそのあった義務も含めて説明の背景を説明してもらえれば。
1:02:30	いいかなと思いました。はい。
1:02:33	あと、ブロック数は、
1:02:36	非常にちょっとすいません、建物に戻って、ちょっと甘い知り合うときちゃんと比較が落ちて見えているわけじゃないんであれなんですけど、
1:02:47	例えば 100、
1:02:50	126 ページあたりは、建屋ですけど、何かブロックの強度とかを、今回仕様表に記載するみたいなのところがあってそうなんだと思う。

1:03:04	出た記憶があるんですけど、今回ってそれなくなったんでしたっけちょっといつの段階で亡くなったかもよくわかんないんですけど、教えてもらえますか。
1:03:23	はい。西田でございます。ちょっと私も過去にももちろん思い出さなきゃいけないんですけど少なくともILOルールで仕様表の整理をして、ヒアリングをさせていただいた時には、
1:03:38	その話の記載はなかったと思っています。それ1回さらにどうだったかっていうのをちょっともう一度調べさせていただければと思います。以上です。
1:03:49	はい、規制庁、岡です。建物では出てこないのか、逆にどうだっとう出てくるような気がしていて、
1:04:00	そうですねあんまりこだわりもないんですけど、どういう整理かだけご説明いただきたいと思います。
1:04:14	あと、規制庁カミデです。
1:04:18	先ほど言ったページだから、126 ページで言うと、
1:04:26	金記念館の使用今日のところで、コンクリート強度基本設計方針添付書類で展開してあるんですけど、
1:04:36	ここで一応基本設計方針が本文側の方針で、添付書分ってというのはテント側の基本方針であったり、
1:04:46	計算書であったり、どこかしらにっていうふうを書いてあったね。
1:04:53	はい。日本原燃社でございます。書き方が、中途半端ですいません。基本設計方針って書いてるのが、本文の話をしてます。添付書類からおっしゃっていただけてる通り、
1:05:04	添付書類の増加であって、何か非常に説明してて、親切な感がたっぷりするので、ちょっとそこは記載をもうちょっと見直したいと思えますけど添付書類どうかということでございます。以上です。
1:05:15	はい。規制庁亀井です。まず少なくとも1番目は、①の耐震化基本設計方針だからこれは本音だということなので、とりあえず本文添付は、
1:05:26	分けられるんじゃないかっていう感じがしますね。添付書類も基本方針なのか計算書なのかぐらいのわけはないとちょっと探すのも大変だなんていう感じがするので、検討ください。
1:05:42	はい。ニューメディアでございます。
1:05:45	主務が聞いてこっちいただいて恐縮ですけどもこの後に説明します共通082 第1回の例えばのリスクに関しては、
1:05:56	77 ページとかに粗度以降に表がついていてそれぞれ添付書類、

1:06:02	ねえ、経営基本方針に書いてますとか計算書に考えますとかっていうので、わかるような記載をさせていただきましたちょっとこれ、いわゆる長江先ほど 226 ページの関係も含めて、
1:06:15	あとどこに行っていないかのように記載を拡充していきたいと思えます以上です。
1:06:22	はい、常盤です。わかりました。0 町井であれば迷うことなく見えるのでそのリンクを貼っておくということが、説明しておくことなのかもしれませんけど。はい。
1:06:35	あんまりやりすぎ。
1:06:37	簡単な方法でやってもらえる。
1:06:44	規制庁かですけど、念のための確認なんですけど、
1:06:48	例えば 70 ページで今回、提供、
1:06:53	のサンプルが出てきていて、
1:06:56	その中の斜面とか耐火被覆の辺りは、まだ収束しての仕様上を書くべきものとかってのはまだ収束してない議論中だと思うんですが、その辺はまた別途、
1:07:08	ヒアリングで確認ということよろしいのでしょうか。
1:07:13	はい、日本ネシアでございます。追いついてなくて恐縮でございます。今最新の情報がまだ反映できてない状況です。私がヤマモトがおかしい気もしますが、はい。最新の情報にちゃんと反映すべき修正を準備。
1:07:27	させていただきますと思えます以上です。はい。社長、よろしくお願ひします。
1:07:33	規制庁コサクです。先ほど上出が言ったマンメイドロックだったり、
1:07:38	幾つかあったところ、今大岡から言った 170 ページのところだと、支持地盤の支持力度だったり、マンメイドロックの強度だったりと書いてあってですね。
1:07:50	何か資料によって、整合がとれてないようにも見えるんですけど、これってどうなってます。
1:08:09	はい、宮森志田でございます。まず一つはすみません先ほど私が動き、
1:08:15	パイロジェルフォーム
1:08:17	やった時に私ども等々入ってなくその前から仕様表については、共通で努力ですかね議論をさせていただいたりとか、しました。そういった部分を踏まえた上で、順次最新の情報と言いながら、
1:08:34	お手元スタートの最初のボックス共通で書いていて同じだったと思えます今、現状から行きますと、最新の情報の反映の
1:08:44	メッシュが合っていないということだと思っておりますその辺が

1:08:49	整合に見える箇所が多々あると思いますそこら辺もちょっとまだ綺麗に社内で統一できてないところです大変申し訳ございません。
1:09:02	規制庁コサクです。間瀬かせるわけではないのですが、資料出すってことはそこら辺が整理ができた。
1:09:12	いうことで出されたのかなと思ったんですけど、不十分だということのようなので、しっかりとですね、中で、担当者間話をして、
1:09:24	全体として整合のとれる。
1:09:27	形を作って提示いただければと思いますし、その過程の中で、これまでヒアリングで言ったことと違くなってるというようなときにはそれぞれまで議論した論点が解消できてるのかどうかと。
1:09:41	いうのを個々に説明できるようにしていただければというふうに思います。よろしくお願いします。
1:09:48	はい。乳井列車でございます。はい。大変申し訳ございません。今ご指摘あった点、当然やるべきだと思いますので、まずは、ちゃんと最初にMOX並行して修正をしてかつ最新の、
1:10:02	いうこと、あとは
1:10:04	申請がついてなくてかつ、確認が必要な点があるんであればちゃんと自分からも説明するということも含めて、
1:10:11	対応させていただきたいと思います。以上です。
1:10:14	はい。規制庁コサクですよろしくお願いします。あとちょっとぶり返しになっちゃいますけどカミデが最初の方に話してた、地下水排水設備の扱ってというのは、
1:10:26	どう整理を進めるつもりなんでしょうか。
1:10:48	人間でした。少々お待ちください。
1:11:02	はい、ありがとうございます。そこへ、すみません、至急整理をさせていただきます地下水排水設備として使用表を出すということが我々としては当然やるべきだと思ってますのでそうさせていただきたい。
1:11:17	プラス、例えば構築物の一部として、仕様表を出すということで、今言ってる文学とどこにはまるのかということと、
1:11:28	地下水排水設備としては構成物からしてどういった仕様表の要請になるのかというのを整理してご説明する必要があると思いますので、
1:11:38	講師級を整理して、支援を解決した上でご説明できるさせていただきたいと思います。以上です。
1:11:46	はい。規制庁コサクです。

1:11:49	比嘉清排水設備自体はもう次回だというふうに計画されていたので、整理を先延ばしにしたような印象を受けてですね、とは言っても、今、石原さんが言われたように、
1:12:02	建物構築物の附属と言われてしまうと、建物の新生会で扱いを整理されてないと審査ができないということになってしまうので、至急対応いただければと思います。よろしくお願いします。
1:12:22	規制庁志水です。伐倒。
1:12:25	規制庁側から確認ございますでしょうか。
1:12:30	これは原燃の方から振り返りと、同資料の主
1:12:34	修正方針について説明をお願いします。
1:12:41	はい。4ページでございます。法務グループ等につきましては特に最新の情報ということで、
1:12:51	大庭さんと協議させていただきました今日の取り扱いで値をちゃんと正しく整理できるようにという方針を、私どもでちゃんと決めるべきことだと思っておりますので、そこ、
1:13:03	入れて、この資料に反映し、関係者に周知をして展開できるということが大きな宿題事項だと思っております。
1:13:12	あと仕様表の文面のところにつきましては、大きな道路が地下水排水設備として、今後仕様表を出すということで、
1:13:23	これ例えば構築物ユーチューブとして出していただくということで、足形を仕様表としてどういう形態という整理をするのかということで、例えば構築物チューブといった構成物がどうもなくそれぞれどういう仕様を構成したいのかと。
1:13:40	五藤を整理をして、資料の中に反映して、資料の改訂をしてお出しをするということをしていただくということ。
1:13:48	大きな2点目としては最初の関係の最新の状況に入ってきてないところもあります。そこは至急、最新の情報でピックアップして整理をした上で、
1:14:03	全体が最新の情報になるようにということで修正をさせていただきたいと思っております。
1:14:09	はい。以上でございます。修正につきましてはちょっと関係者が、
1:14:15	不整合となって別途調整をした上でとりあえずお時間をかけずにということになるので、スケジュールの方でご説明を示しをしたいと思います。以上です。
1:14:29	規制庁鷺見です。それでは共通06資料についても柿木院長側から、
1:14:35	なければ次の資料に移りたいと思います。

1:14:39	藤杉野。
1:14:41	資料はちょっと共通 08 になると思うんですけども、ちょっとあの、共通 08 棟共通 09 のMOX分についてこちらからまとめて確認を進めたいと思いますので、
1:14:53	まず原燃の方から共通 08 と 09 のMOXについて説明、まとめて説明し、
1:14:59	した上で、こちらから確認して、
1:15:02	こちらの確認が終了してから別途、共通 09 の再処理の溶解施設について進めたいと思います。
1:15:11	当なんで原燃側からまず共通 18 と 09 の部分について等、説明をお願いします。
1:15:24	はい。
1:15:25	稲毛石原でございます。
1:15:27	共通 08 でございます。歴史 48 ということで、7 月 19 日に修正を再度してお出しをさせていただいております。
1:15:40	はい。
1:15:43	個数の、例えばですね右下 11 ページから始まっております。
1:15:51	大きく修正をしたポイントというのは、1 点目、無償の話でありますけど、右下 16 ページの、
1:16:01	00 ですね、この記載で、指標の記載が 4. 今後の中に含まれますと、いうことをすいませんもう一つは 12 ページですか右下 12 ページに戻って恐縮でございます。
1:16:15	一緒のところで行われるものた椅子に対する開口高さのことについても第 1 回として申請をし、示すということで、丸付けの理由を、
1:16:25	拡充をさせていただいております。
1:16:29	はい。あとは、
1:16:32	仕様表先ほどの仕様表関係で同じように 19 ページ以降に使用協議第 1 回の人形加工建屋の記載も含めて展開をしまして具体的には 21 ページから、
1:16:46	建屋の周辺関係の話が、
1:16:50	いけますということでございます。はい。てて、具体の記載としては、
1:16:58	仕様書自体は、
1:17:02	大分後にて恐縮ですけど 75 ページ以降に、
1:17:07	先ほどありました同じような、5 代表と、そのあたり 77 ページ以降に先ほど神尾さんとさせていただきました。特に本木委員から背景と商標に伺ったところ、

1:17:20	よい理由で展開したかということを定義をさせていただいてご います。
1:17:26	あとそれぐらいのタイプとしまして、非常に、
1:17:31	見えるかと言われるそんなちっちゃくて恐縮なんですけど、24 ページ以 降に、各条文との関係ということで、設備等の関係を示さしていただい たという表でございます。
1:17:45	それがついていること。
1:17:49	それが 10 ページから続きますしてそのあとが、
1:17:59	右下 63 ページ以降ですね、これが申請書の本文検討、
1:18:09	書類ですねその辺を
1:18:20	すいません、衛藤条文との関係プラス左上第何回申請ということで申請 書との関係ということで、それぞれ整理をさせていただきましたという ことでございます。
1:18:34	2068 ページ以降、第 1 回の申請書付けをする、薬事方向性を示してご います。
1:18:44	次回以降の原因等は次回以降申請ということを含弧書きで書いていると いうことでございます。
1:18:51	はい。これ、本文のパートで 68 ページ。
1:18:57	検証のパートが 70 ページからということで見解をしてございます。
1:19:04	はい。あと、加工施設に関する図面ぐらい 74.7 から、
1:19:10	ということでございます。
1:19:12	はい。1 回のグループ週 1 回、
1:19:16	追加修正をしたものと、
1:19:19	あとはですね。すいません。ほんで、
1:19:25	大きなところでは、
1:19:29	横井みたいな、
1:19:31	はい。
1:19:32	EMCOMリルートだけ。
1:19:35	そうだ。
1:19:38	右下 129 ページ目から、遠望の利用の記載方針ということで、これは、
1:19:48	右下 131 ページに具体的には、
1:19:52	変更でいうと分割の理由を、こういうふうにとということで見解をさせ ていただいたと、いうことでございます。
1:20:01	はい。説明は以上になります。これが共通 08 ですねすいません。あ と、教育義務でございます。
1:20:11	教育製造の旧木暮。

1:20:14	これ供試がない。
1:20:17	はい。
1:20:21	表紙がない。
1:20:23	は、
1:20:25	共通 0 秒で 20、21 ということで、7 月 13 日に提出をさせていただきました。
1:20:34	植野担当が、それぞれありまして、これについては、前回の再処理での説明を受けた形の修正が、
1:20:46	20、28 ページとかにあります。あと先ほどの共通 09 との関係で、右下 10 ページに、数量の関係の記載を書いています。
1:20:59	ということでございます。経営実際今回 M O X で必要な工期を一式に出させていただきますまして、
1:21:08	具体的には、右下で言うと、
1:21:14	37 ページですかね、右下の左下ですねすいません。37 ページに別紙 2 ということで、この申請対象設備の選定も資料のリストがついております。
1:21:28	2-1-1 から 2-4 まででございます。
1:21:32	それぞれ 2-1-1 から各条文ごとに展開をしていきまして、その中で、景況機能として、説明が必要だろうと。
1:21:45	いうのを、それぞれ別紙右下 40 ページのところ時代 1049 ページのところに、停止 2-2-1 として、最小該当レベルの廃液処理設備、
1:21:57	ちょうど火災防護設備といった展開で系統として説明が N P O に要求して抽出する必要がある、設備名称、設備等の資料が並んでいると。
1:22:09	最後に坂野 4 局で次回に詳細化する設備関係が出ていますということで思っています。
1:22:17	はい。具体的な資料につきましては、左下 42 ページから別紙の 1-1 が入っています。
1:22:27	構成を全部の条文を同じ見解をさせていただきます。
1:22:34	例えばですけど、44 ページのところ、1 発から順番にあって例えばですけど産物系統として機能性の達成する設備を構成する機器等の抽出現象と、
1:22:49	というところで、委員会についてはやりますようになるんですが、東証等がここに対象をやってそれがどここの資料に投資をするということがあり、おられると、いうこと。

1:23:02	あとは、コウジンカイプロジェクト、各II A4、45 ページのところ、設計中の設備の研修ということで、設計図書による検証がまだ憲法フィックスしないとできないものについては、
1:23:17	現状持っている最新の情報で、例えば 10 円の評価とかの説明書を用いて書きますと、それぞれの工事会で詳細化する設備としてエントリーをしますと。
1:23:29	いうことの構成になっていてそれぞれの資料館の人口を張るという形でさしていただいております。
1:23:36	資料として、ホールタイプがあった上で、添付 1E と平成によって順位で市には、工場分で完了する別紙の抜粋版が来て、その上で、左下 53 ページで、
1:23:52	先ほど基本設計方針の関係で出てくる申請対象設備のリスト並びと、
1:23:58	いうことで構成をしてございます。
1:24:02	はい。ダンピングという形で整理をさしていただいております、正当になりますと、
1:24:12	右下でいくと、底は均等で恐縮でございます。会田石田 1993 ページ。
1:24:21	これ前から系統として機能制限を達成する設備ということで整理をさしていただいております。
1:24:28	1094 ページの構成であったり、あとは、そのあとに出てくる。
1:24:36	1095 ページで言う要求される希望制なんてのは条文との関係等とか、急性期方針となった案件はどうなのかっていうのを評価値いただいて、こういうことはもう再処理ガイドの議論を踏まえた上でも、
1:24:51	最新の状態で整備とさせていただきます。一部、低レベル廃液処理契約の別紙なんですけども、1099 ページのところ、携帯な話については以前、
1:25:07	MOX の資料をご説明したときに、データの性能として、放射性物質の冷却機能や制御、そういった部分を行う機能を期待するにあたって、わかりやすいじゃないかというようになりました。それも踏まえた上で記載を確認をさせていただいたと。
1:25:24	いうことでございます。
1:25:26	それに見解をさせていただきますっていうことでございます。第 1 回としては今回の系統の用例も含めて
1:25:38	計画の対象としては第 1 回の申請対象はありませんので、次回でそれぞれ出すために今、こういった整理をさせていただいているということでございます。
1:25:49	はい。ボックスへの説明としては以上になります。

1:25:54	規制庁清水です。ご説明ありがとうございます。それでは規制庁側からの確認事項として、主にまず一つ目で対処設備等条文との関係で二つ目として、
1:26:07	本文添付の書類と条文との関係で三つ目その他、確認事項があればという形でちょっと確認を進めさせていただきます。
1:26:17	それでは申請対象設備と条文との関係について、規制庁側から確認ございましたらお願いします。
1:26:48	規制庁谷です社長ね。
1:26:51	先ほど資料から資料5の時だけを作る時に言ったやつを多少中身確立なんですけどとりあえず対象とするものしないものの考え方っていうのをまた一つちょっと確認させていただければと思うんですけど。
1:27:06	ちょっと、
1:27:07	ちょっと自分が見ているやつでまず条文単位で見えていくときなんですけど、例えば臨界です。
1:27:13	臨界の対象設備っていうふうに言ったとき、これ、はい、臨界管理を行っているものだったらすべてというふうにとらえるのか、それとも放射性物質を扱うようなところであればすべてととらえるかとかいうそういうところの考え方ってまず聞いていいですか。
1:27:30	はい、与儀者でございます。李部会につきましては、少なくとも単一特性との要求になりますので、それぞれ単一委員会の対象にしているもの。
1:27:41	あと複数の対象になるものを関係するものというのを対象にしてマルをつけています。以上です。
1:27:48	規制庁谷井ですそういう時に例えばウランを取り扱ってるところとかあまり臨界恐れがないところであれば除くとかそういうことになるんですかね。
1:27:57	はい。入社でございます。おっしゃっていただければ来てます。
1:28:02	調査です。何か耐専とかユニットで臨界管理を行っているようなところに関しては、基本的に印をつけますよという形で書かれてるということに理解をいたしまして、
1:28:12	さっきも聞いた時に少し戻ってくるんですけど、外部事象に関しては、基本的に個々の設備とかの考え方も、多分同じで、さっき西田様に、
1:28:22	基本的には対象施設の保護対象地震のときもあるし、そいつ自体が縦に守られてるんであれば建屋の方で選ばれて、ほぼ中の防護対象を選ばないとかっていうのは基本ルールでいいですかね。
1:28:35	はい、西原でございます。おっしゃっていただいた通りでございます。

1:28:39	はい。
1:28:40	規制庁谷井です。で、ちょっとすいません飛び飛びで申しわけないけど、閉じ込めっていうふうに言ったときは、10条の閉じ込めなんですけどとりこ名の場合、関係するものっていうのは、
1:28:52	基本放射性物質を取り扱うものですかね、そしたらここは、
1:29:03	はい。入園者ございます。閉じ込めについては、
1:29:08	ちょっとすいません。条文の内容を見た上で、それぞれ
1:29:18	先ほどお話があった、不足であったり、運用系があるものだったり、
1:29:27	逆融資課、
1:29:28	とかですね、建屋とかの話であったりというのは、それぞれ十分許容していますので確認、確認するというわけではないと思ってました。以上です。
1:29:41	支店長といいです少し噛み砕いてなんですけど、閉じ込めに関しては放射性物質の貯蔵であるとか、とどめるようなものに関しては漏えい防止の観点でまず閉じ込めというのが選ばれて、
1:29:52	核燃料施設における閉じ込めというと負圧維持の関係が出てくるので、それに関連する関係等とかそういったものが選ばれていってという形で、ちょっと最初にある放射性物質を取り扱うところっていうふうになんかちょっと投げかけちゃったんですけど。
1:30:05	要は内包しているもの及び外に出さないための対策に関連するものを意識とじ込みで呼ぶとかそういう形で例えば漏えいの堰とかもこの場合は閉じ込めなんですかね。
1:30:24	はい。神三品でございます。すいません。今日はこちらのタブの調子が悪くて、これが途中で飛んでしまうところがあって、その積っておっしゃいましたね今規制庁谷井ですそうです要は閉じ込めで、それ自体が物持ってるやつと、それが外に出てこないための通り漏えい拡大防止であるとか、
1:30:44	関係等におけるフィルターとか量低減対策ですかね、そういったものも含めて、その閉じ込めに関連する機能を有する者前田引っ張ってきてるっていうふうに思えばいいですかね。
1:30:55	はい、西原でございます。おっしゃっていただいている通りだと思ってますそこはちょっと考え方なりを書かなきゃいけないかもしれない。そこは先ほどの共通情報と同じように整理を、
1:31:08	記事を拡充させていただきたいと思います。施設漏えい拡大防止の推進も含めて例えばB市、26ページですかね、どっかに書いてるように必要なポイントにしているということでございます。以上です。

1:31:23	はい。規制庁田尻です。閉じ込めは多分認識そんなずれたような気が今少しちょっと多田先生が変えていただいた方が閉じ込めて概念自体も広いので取ろうと思ったら何でも嬉しいことで省けるという形になってしまっていて認識が共通化されないと良くないので注釈で、
1:31:39	選んでいただければいいんじゃないかなというのが一つと。
1:31:42	あと、火災等による損傷の防止先ほども少し悲しいに出たんですけど、
1:31:47	ここはさっきのお話だと、ぼう対象が呼ばれるんですか。それとも安全機能を有する施設ⅠⅠかっていう時ですかね。
1:32:06	はい。弓削西田でございますたムーンそうですねこの考え方がちゃんと書きたいと思います。先ほどもみたいに共通的な、施設全体に共通の共通のボックスが入ってしまうので、個別に丸がつけられないということで整理をしています。
1:32:24	大体加熱音の水銀値であったという個別で、火災の部分で設定しないと。
1:32:32	ただいまの、これは設備単位で丸を付けるということで整理をしています。前野常務本件との関係でどういう単位で丸を付けるのかっていうのは、
1:32:42	考え方をかけるようにしておきたいと思います以上です。
1:32:46	規制庁谷井です。ある程度まとめて記載するっていう考え方あると思ってるんですけど本社、結構その他系の設備区分値をやったりスルー時に安全機能を有する施設の分類どこまで区切ってるのかとかいろいろ出てきてしまう気がするので、
1:33:02	最悪課題方なんで、広くといいましたってもそこまで違和感はないところなんですけど、ただ削るとか、そこについてだけ丸を付けるんですというふうに言ったときはそのルールを確認した上で確認できた方がいいかなというふうに思い、その点よろしく願いいたします。
1:33:22	規制庁田尻です。続けて行かせていただいて、
1:33:28	安全機能を有する施設は多分、
1:33:30	兵庫県職大体全部かかると思っていてで、先ほど安全機能を有する施設の条文のところで、内部発生飛散物の話を少し触れられていたんですけど、
1:33:40	安全機能を有する施設の条文っていう意味でいうと、保守管理とか、要はもっと広いやつらがありすぎるんですけど、そこらとの関係含めて何に印をつけるとかってところをもう1回説明してもらっていいですか。

1:33:53	はい、営業部がございます。多分ですねすみません私ももうちょっと丁寧にやればいいなという気がしながらも、大分大ざっぱになってしまったの。
1:34:04	各表についてですね、まず前提として一番最後 2 施設共通して書いてるところがついてるとこあると思うんですけど。
1:34:14	ここに何を入ってるかっていうのをちゃんと明らかにしないと、私は多分うまく通じない気がしてます。安全機能を有する施設の全体に当然やらないといけない安全機能を有する施設なんて修理だったので、
1:34:29	やれるようになって言ったときに、じゃあ全部、いうのところにマルつけますかっていうとそれもマルつけることの意味があまりなくなってしまうというようなので、その施設教育としてはボックス下ってます。それが、
1:34:43	いや、何がやっぱり入ってるかわからないので、ここをまずちゃんと整理していったらあかんからこればかり見える化しなきゃいけないと思いますのでここでまずやらせていただきます。その上で、個別の条文で、設備に対して、個別具体的に要求するものがあればその設備と、
1:35:02	条文との関係にこう持って丸とか三角をつけさせていただいているということをございます。以上です。
1:35:09	規制庁谷です。今おっしゃっていただいた通り安全機能を有する施設でその名前の通りすべての横軸条文になっちゃってるので、共通的に関わるつけてしまって、ただ何か発生した後の防護の考え方とか、その内部事象の考え方に合わせるとか
1:35:27	条文上こうですから条項ごとによってそれで、考え方を分けて書いてるっていうんだったらその考え方が見えるように 0 とかでわかるようなものだったらいんですけど、多分あんまりわかんないと思っているので、その点、認識していただいた上で作業いただければと思います。
1:35:45	はい。はい、弊社がございます。承知いたしましたこの議論して申し込むときも、南部長江様とは言いませんけど、0 から来る三角とか括弧三角とか営業部の方が結局出てきた気もするので、
1:35:59	ちょうど同じ度ちょっと単価考え方をまず変えて、それで、丸三角を正しくつけるということで整理をさせていただきたいと思います。以上です。
1:36:08	はい、規制庁とりあえずよろしくお願いいたします。
1:36:12	藤江藤、閉じ込め等配置とかキーの関係を一応、もう 1 回確認しておきたいんですけど、

1:36:19	取り込みの病院とか業績を始めるときでも飛ばし合ったりしてるところはあるとはというふうに認識しているんですけど、基本的には閉じ込めの機能っていう意味ではまず機能としての話が閉じ込めの機能に抱えていて、
1:36:33	そっから廃棄施設管理せずに飛ばすことがあると思うんですけど、それはそこに係る設備の内容、設備の具体的な内容を飛ばしてるというか立入と認識しとけばいいんですけど。
1:36:46	はい。エリアマネージャーでございますこれ。そうですね整理としてその共通的な方針を閉じ込めて書いていて、その閉じ込めの更新を具体的に展開するための廃棄施設としての設備に対する設計、
1:36:59	フードとかというようなところで、廃棄施設をやったり、換気設備にそれぞれに開けるということです。
1:37:11	それぐらいなんでシンチとかやっぱりそれぞれこういうことはこっちどうしますよみたいなことを書いていますと、
1:37:17	すいません私も記憶が曖昧な閉じ込めを、
1:37:23	私田野鎌田支店会ですけど、30分の整理をした図をですね、MOXの方の取り込みのプロジェクトにつけさせていただくことで私ちょっと作らせて、
1:37:36	やってたと思うんでそれでできるかどうか確認して出て参りましたが何かヒアリングの設定とかの連絡なんでそこは別途欲しいなと思ってたところなんで一応ご連絡を。
1:37:49	マッチしてますということで資料としては1枚ついて他の見てるので、
1:38:00	規制庁タジリサトウ届いてますか。
1:38:02	はい。はい。出てるということはわかりました。はい。ありがとうございます。はい。はい、規制庁谷です。そういったところで何か
1:38:10	ちょっと若干話だけしますけど、全然資料が、うちがしゃべってはいるんですけど、支えてどうしようとしてるかよくわからんやつとかいって例えば今閉じ込めのやつも出されて今みたいに瀬上千賀さんの紙1枚追記したけど、
1:38:24	特にヒアリング予定とかが含まれてなかったりするやつが用いると思ってるので、そういったところのスケジュール多分気について示される予定だったと思うんでそこら辺ちょっと出して申し訳ないんですけどその方もよろしく願いいたします。
1:38:38	はい、コンフィデンシャルでございますはい。今、スケジュール組んでますので、別途出させていただきます。あそこになります。ちなみに閉じ込めは女性部のところで若干修正したい箇所がありまして、

1:38:52	明日にでもまた最後出させていただくことで考えてました。以上です。はい、規制庁タジリず、閉じ込めの方は変わりすか。
1:39:01	閉じ込めのことでいいのかね十条っちゅうか、そのところは変わりません。汚染防止の店舗はすいません、先ほどさせていただいた。すいません。
1:39:14	黒野浅井のところで若干直したいところがありまして、修正をしてお出ししようと思ってますが Gauss 箇所が 2 ヶ所で汚染防止網等が添付でまだ取れてないところがあるのと、
1:39:25	例えば 160 センチっていただく人が方々ない高さってところが、結局衛星を広げないためっていう根拠がもともとの考え方があるはずなのでそれをちゃんとわかるように見える化したいという検討があまり。
1:39:36	記載の修正を一部したいということでその下の別途また、早急に出させていただきますこうと思ってましたということでございます。以上です。
1:39:44	はい、都築佐治曲解いたしましたヒアリング設定等に関してまた連絡いただければと思うんでよろしく願いいたします。
1:39:53	下へ紹介いたしました規制庁コサクですちょっと
1:39:57	高瀬伊井の質問かもしれないんですけど、先ほど閉じ込めの話で、漏えい拡大防止堰とかとかっていう話もあって、
1:40:08	閉じ込め名の 00 ろうの方で、条文間の関係性の整理をしていますと、ということがあったんですけど、私、
1:40:18	その回答の中でわあ、具体化を図ってるのは、通常分の方ですよということ等でいうと、閉じ込めから縁切りをされてるわけではなくて、閉じ込め機能としては、
1:40:32	それらの設備にもあると、ということ等、両方の条文に関係するという扱いになるっていう理解をしておけばいいですか。
1:40:43	成長と自立自分はそういう理解で受けました。はい。
1:40:49	規制庁谷です。さっき自分はその理解でしたけど、認識違いましたらひょっとして、
1:40:56	応援者がございます。私の表現もよかったかもしれませんが編入されてるところはないです両方に入っていると、取り組み状況等があった上でも、具体の展開を、個別の待機施設であったり換気設備でやっているということです。
1:41:11	規制庁谷井です。その上で閉じ込めとは多分入りされないんですけど、ハンチと排気に多分両方入るやつとかはいるイメージなんですけどそこはそういう認識でいいですかね。

1:41:22	はい。日本記者でございます。はい。気体廃棄施設の排気設備については換気設備と影響がかぶってるところです。はい。はい。なんで吸気系だけは換気だけになって排気系の方に関しては両方に入って古藤です。イメージは、
1:41:41	うん。
1:41:42	はい。人間でしたがございます。はいご理解の通りでございます。
1:41:46	はい、規制庁谷さん理解しました。それで僕はト部富田君ます規制庁オオオカです今の関係で、貯蔵施設Ⅱ貯蔵条文の十七条条文の
1:41:58	崩壊熱除去等に関しては、
1:42:01	基本的には間きい 23 条産地で見ているっていう認識なんです、
1:42:08	この扱いは、IT、
1:42:11	との関係とかでどうなってますでしょうか。
1:42:26	申し上げます今日承認後ください。
1:43:06	はい、西田でございます。ちょっと丸規定をどうしてるかももう一度ちゃんと精緻に確認をしますが、
1:43:16	そういった資料が別の場所にあつてあれですけど共通出すときにつけた、第 2 回以降の条文のちょうど上のところでは、譴責方針を教えたいただいた要求がですね、
1:43:29	核燃料物を重畳折衷的には必要に応じて国内ですと崩壊熱を完全除去できる設備を設けたんだ、掛けられてなければならないであつてそれに対して、
1:43:39	Web 佐伯設備で換気することにより崩壊熱を適切に除去する設計とするというのが、
1:43:45	止めてない。ちょうど設備の指揮席方針で展開をしてます。それ、その上で、その換気設備に係る設計方針については第 2 章の換気設備がということで、本体の設計を関係に振ってますので、これが
1:43:59	新しく今の整理表に載ってるかということを再度確認をさせていただきたいと思います。以上です。はい、規制庁からちょっと怪しくてですね。
1:44:11	一方で、ちょっと
1:44:13	説明書の話にもなってしまうんですが、65 ページ目。
1:44:19	のところでその関係がちょっとわからなくなつてしまったところがあつて、
1:44:26	65 ページ目の町道条文で廃棄して、
1:44:29	最初に飛ばしている。
1:44:33	施設、

1:44:36	後の方で見ていくと、換気はもう全部条文で説明し切ってるから、
1:44:42	説明さ。
1:44:52	廃棄施設、
1:45:00	入れているんでしょう。
1:45:13	はい。弓削西浦でございます。今言われてるのは、
1:45:20	店舗所に行って、
1:45:24	会計施設の関係の話です。はい。
1:45:43	少々お待ちください。
1:46:42	社長会です。
1:46:44	わかりますか。具体的には 60。はい。すみません。私、15 ページの中 の、
1:46:54	貯蔵施設、江川 17 条の施設のところで、
1:46:58	盛松井ているところで、
1:47:01	施設に関する説明書
1:47:03	難しい。
1:47:08	これは何か。
1:47:10	ですが、
1:47:13	2、どういう、
1:47:15	想定をしてここに丸がついているんでしょうかという、
1:47:18	まず、
1:47:34	はいないんですけど、イシハラでございますすみません、担当ではなく てもう一度ちょっと中身を確認して、
1:47:40	回答させていただくようにさせていただきます。すみません。すみません。 間違ってます。はい。そこも含めて確認させていただきます。以上で す。
1:47:54	はい。規制庁佐田です。関連してですね、これ例えば基本設計方針で、 これこれについてはこれこれの条文に基づくものとするとかこちらの説 明書で説明するとか、
1:48:06	こちらの部分で説明するとか、そういう基本的方針の書き方もあると思 うんですけど、そういうリンク元の条文には丸がついているでしょ う。
1:48:17	はい、上西でございます。お手元の常銀、
1:48:25	ケーブル設計方針で、その条文として、
1:48:29	お金もらいっ放しっていう場合は、元のやつは、
1:48:33	丸が使えないんじゃないかなと思いますけどそれぐらいの、ちょっとも う一度、整理学を確認した上で、

1:48:40	先ほどの閉じ込め等関係廃棄の関係じゃないですけど、できるだけじゃなくて、境界部に全部かかってもうとる中で、当然設計方針を展開してもらえれば、
1:48:52	飛ばしてたととしても、飛ばす本橋さんも鳥羽も当然状況が起きるので、それぞれリンクが張られますのでがつくし、単純にここについては、そちらの条文経済での設計の方針に従ってるものなので、
1:49:07	そちらで、設計として示す側ですよと言って今切ってる場合は、多分あの時は使わないだろうと思ってますけどそこら辺の実際、整形方針で警戒しているやり方と、
1:49:19	そもそもベースでちょっと考えたい、整理をしたいと思います。以上です。はい。社長がですね、今おっしゃっていただいた考え方がシンプルというか
1:49:31	考えておいたところなんですけど、逆にこのマルつけからそれがちょっとあったのかなというところが見えてこなくてですねまたそこ整理されるということで、
1:49:41	その辺ちょっと、結構複雑でかつ、
1:49:45	この資料を作成するにあたってかなり
1:49:49	影響が大きいかと思いますので、また成立をうかがわせていただければと思います。よろしくお願いします。
1:49:56	はい、桐原でございます。
1:49:59	まず原則私の方で考えてそれをちゃんと精緻化した上でこの表を作る側の作業に低下をすることをさせていただきたいと思います。以上です。
1:50:10	規制庁コサクです。今の関係で言うと、飛ばしてるものは飛ばした。
1:50:16	先の説明書も当然ついてくると。
1:50:19	ということで、例えば、
1:50:22	今の 65 ページで見ると、
1:50:25	65 ページが正しいのかどうかちょっとわかりませんが、第 8 条の外部衝撃で、
1:50:33	自然現象。
1:50:36	の説明書がマルついていて、
1:50:40	竜巻防護とかだと、強度計算とかが入るはずで、それは別の説明書に飛ばして、
1:50:48	評価をするっていうことじゃなかったかなあとと思うと、その受け皿になるって説明書に丸がついてないって感じがするんですけど。
1:51:00	何か整理はされてこの状態ですか。

1:51:04	はい。日本ギリシャでございます。以前、添付書類等で資料を作る時に別所あたり、竜巻含め
1:51:15	添付書類の構成を書かさせていただきました。この中でいえる、例えば竜巻で行くところが1-1-1-2シリーズだとか、2、竜巻のグループがいて、2-1、基本方針2の2で、
1:51:32	施設の選定、2-3で設計方針、4D強度計算のグループをやってみました。それはすべてこの各施設の自然現象による損傷の防止に関する説明書の中で、
1:51:45	番号が振られて見解をしているので今現状購入とかがついているということでございます。以上です。
1:51:53	規制庁コサクですすみません。そ、そのときの別紙4の資料を見ておきながら、前の概念で最後の計算書を飛ばすという古藤の
1:52:04	意識が消せてなかったので、
1:52:07	わかりました。そうすると、
1:52:15	少なくともMOXはそういう飛ばしはなくなったってことですか。
1:52:25	それについて、河内。
1:52:28	はい、弓削記者でございます田部CSOを整理するときにそういう形でやりますということで全体、効率的にやらせていただいたところでございます。
1:52:38	以上です。
1:52:40	規制庁コサクです。一方火災等、
1:52:46	は、かさ火災ワー耐震性に関する説明書も丸が、
1:52:54	入っていますが、
1:52:58	これはどういうことだったかっていうことに対応して、溢水のところはどうかと。
1:53:04	いうクラッドとかをちょっと説明いただけますか。
1:53:19	はい。はい両切り者でございます。今言われているのは、例えば11条の火災でいく形。
1:53:29	加工施設の耐震性に関する説明書に丸がついていると、いうこと。
1:53:37	これと、11条の関係が、ここで11条の中で、とか西郷設備に対しての耐震性の要求があってそれを
1:53:48	今、加工施設も、耐震性に関する説明書のA3シリーズがMOXなんですけど山のような格好だったかもしれませんけどそこに、
1:54:00	大事な話をつけて、説明をさせていただいていると、ということで、そこでのリンクであそこまでつけていただくということでございます。以上です。

1:54:13	規制庁コサクです。1の方は次の66ページの第4回になるトーマルが入っているということなので、
1:54:23	火災と溢水については耐震計算書にふるうものがありますと。
1:54:29	ということでそういうものはマルつけてますってということでわかりました。これは何。
1:54:36	この、
1:54:38	耐震計算って何者何たつての計算なんでしょう。
1:54:45	はい、弓削志田でございます火災に関しては火災感知器と消火設備ですね、の耐震性、一層については溢水対策設備だったと思いますが耐震性に関する説明書ということでございます。以上です。
1:55:01	規制庁コサクですそれワ一そう言われると、何となく、元の耐震。
1:55:07	の要求からもう、
1:55:10	合ってくるような気はするけど、火災なり溢水なりの要求自体からもかかってくるので、
1:55:18	あればされるってことなんですか。
1:55:24	整備を他にそういう整理をさせていただきましたということでございます。以上です。規制庁谷井です。なんであのあれ。
1:55:32	赤木さんどうぞ。
1:55:35	あ、すいません規制庁カミデです。笠井わあ、どうなんだって気はしますけど、被水に関しては、
1:55:45	そのものの設備の耐震重要度とは別に、水を起こさせたくないから、Ssに満足させるみたいなものがあるから、苦情の対応とは別に耐震計算が必要でってということで、まず被水カバー飛ばすってことですな。
1:56:05	はい、上西でございます説明が中途半端で申し訳ございません。はい。そういうことでございます。
1:56:11	はい、規制庁管理です。その上で、火災は、ある程度、家財の機能とし、火災防止の機能みたいなものでも、重要度が、
1:56:22	ついているような気がします返答となってまして、どういうものが6条ではなくて家族から飛んでくるものだけ。規制庁谷です。とりあえず自分の認識なんですけど、火災の設備っていう意味でいうと、区域構築こっち、構造物とかいろいろあったりする中で、先ほど管
1:56:42	等を兼ねて言われたのは、一応の火災の審査基準とか踏まえると、その感知消火設備自体の重要性っていうよりは、そいつが置かれてるやんとかがあったら、そっちと同等の耐震性を確保するようにみたいな要求がかかる形になってるので、その部分を飛ばしているのかなというイメージだったんですけど、そんなイメージですか。

1:57:04	はい。与儀理事やでございます。ありがとうございます。そういうことです。
1:57:10	規制庁多田です。なんでここ設備としてのものっていうんだったら、耐震の条文で全部読める形になってるんだけど、その空間っていう意味で、重要度自体が高いんじゃないかねえかっていうふうに見えるんですけど、そこに安重があるんだったらそいつに、そいつの非そいつに火災かご迷惑お掛けしないように感知消火ちゃんと措置と同等。
1:57:29	の耐震性確保して機能するようにしときましようねみたいなやつが、プラスって言うのかよくわかんないですけど耐震重要度はちょっと別個、要求かかるような形になっててその部分を飛ばしているって感じですかね。
1:57:42	はい。伊奈マネージャーでございますはい。その通りでございます。
1:57:47	はい、規制庁コサクですわかりました。それはあれですかね、今回方針、
1:57:53	基本設計方針は申請され、その範疇での添付書類の上流の部分というのは申請をされ、その中2ぶら下がっていく点ぶーの構成ってのは書かれるので、
1:58:08	今言われたように耐震の説明書2振るう内容、
1:58:13	火災防護だったり水防法だったりの添付書類を見れば、何が振られるか今みたいな論点のものを送りますよということが、今回補正が出てきた書類を見ればわかると。
1:58:27	いうふうに作られてるっていうことでいいですかね。
1:58:35	はい。広木西田でございます。
1:58:39	事実関係をちゃんとしてから、該当しないといけないと思うんですが、火災は今回ある場合に方針を含めて、添付でも書いてますのでリンクがちょうど延びれば図れるかなと、ちょっと若干気になってるところは、一斉の親子関係で5店舗、
1:58:56	老人会に振っているところがあってそこも直接読めたかなっていうのが若干すいません不安ですので事実確認をさせていただきたいと思います。少なくとも今の0シリーズで出してるケースでは確実にありますけど、
1:59:09	それを見て分かるかというところについては今一度確認をさせていただきたいと思います。以上です。
1:59:14	規制庁患者さん、溢水の一応ちゃんと耐震性評価するって書いてはいたと思うんですが、ここはちょっとまた風の項、あと規制の適正化よろしくをお願いします。

1:59:27	はい、日本ギリシャでございます。はい。大学が最近気パンクしてきたので、地質学にして、ちゃんと説明できるように、すいません。
1:59:43	規制庁谷です。ちなみにこれ、説明書の方も入っちゃってて、OKで竹中社長の設備の話かなと思ってその流れってちょっと設備の中で、設備の中で、すいませんちょっと資料見てさせてください。
1:59:58	衛藤。
1:59:59	規制庁谷です。ちょっと認識の確認なんですけど、今回、建物とかの整理をどうしてるかっていうところを一応確認しておきたくて、例えば安全避難通路等っていうふうに言った時、対象設備は照明っぽい形で、多分照明とか誘導と非常照明んで間とかで抱えてると思うんですけど、
2:00:18	通路自体が持って、建物とかどうとかなんか要は逃げるルート目皿がいたりすると思うんですけどあいつってどういう位置付けになるんでしたっけ。
2:00:29	はい。荷揚げネシアでございます。設備として明確にポリできるものを設備として入れてます。あとは、先ほど言った施設共通基本方針のようなお薬で囲っているもの、ちょっと
2:00:44	何が入ってるかっていう、前々から普通に入ってるものはわからんと、何を説明したいかっていう社内のうちといろいろ話をしてたんですけど、だからそれが明確になってないので、そこに入ってあるべきだと言ったのは、
2:00:59	そちらに含まれていると思いますのでそういったことがやっぱり、整理をさせていただきたいと思います。以上です。
2:01:05	規制庁丹治です。おっしゃられたように要は施設共通ってやつが何物なのかっていうところを多分はっきりした方がよくて多分こっち不法侵入とか全般的なやつ津波とかも含めて全般的だって何でも拾う形になると思うんですけど。
2:01:19	そこに建てようとしての話っていうのが盛り込まれてるっていう時、建屋が確かに設備登録されるようなものではないので、その部分を共通として書いてるっていうことなんだと思ってたんですけど、じゃあ何までそこに含んでるんでしたっけ建屋てとかっていう話もあり得ると思っていて、何か扉とか堰とか、
2:01:34	建物の範疇でどこまでやるとか多分そういう整理を一応確認しておかないと、何までここに含まれてることになってましたっていうのか、多分資料で見てとれなくなるような気がするので、その点を考慮して資料の記載考えていただけるよろしく願いいたします。
2:01:51	はい、弓削西田でございます。承知いたしました。

2:02:00	規制庁タジリです。
2:02:04	説明書あった方がいいんですよね、ちょっと関連してきたところが、
2:02:12	あ、ちょっと1回設備、ちょっとどこまで行ったか忘れたんでさっき他の方どうぞお願いします。
2:02:18	規制庁太田です。31 ページ名で、
2:02:24	射程関係の通りなんですけど、
2:02:31	22 条 2 項の対象物として上から順番にグローブボックスが並んでいるところで、
2:02:36	ここで例えば同じ名前で 123 と番号振ってあっても謝礼も対象になるものとなっていないようなものがあるって、この舎弟の対象になる設備とされない設備の、
2:02:47	考え方を少し、
2:02:52	こちらの整理結果として伺っていただきたいんですけど、
2:02:55	様でしょうか。
2:02:59	はい、弓削西田でございます。
2:03:01	フレックスは大きく二つに分け、必ず二つ整理をされていて、通常時に人が近くで作業するかしないか。
2:03:15	それで、謝礼として、設備に謝意材出させたいなりを受ける必要があるかどうかが決まってくると思ってますので、その徹底に影響確認をし、
2:03:37	規制庁コサクです。ちょっと聞こえなくなりましたこちらの声来るかどうかわかりませんが、
2:03:43	そういうことを前提にっていうところで止まっちゃってマース
2:04:03	うん。
2:04:09	電話すぐできる。
2:04:11	でも、
2:04:14	200813 号、
2:04:18	017 号のが 1294835 ですから電話があってもいないのです。
2:04:24	じゃなくて 6 ヶ所六ヶ所の方がいい。
2:04:27	もう一度電話、
2:04:29	017 ろ。
2:04:32	71、
2:04:35	7 位、
2:04:37	Q4 です。内戦がさっき猪狩さん、舘さん。
2:04:43	戻ってます。
2:04:45	規制庁タジリ須賀元聞こえますでしょうか。

2:04:54	よろしいでしょうか。今ようやく聞こえましたすみませんこちらの回線の都合で
2:05:04	止まってしまったようで、随分それらを前提にとかっていうところからば、
2:05:12	さらりと切れて、今、回復したところですよ。
2:05:16	はい、どうぞ。ありがとうございます。先ほどオオハシの中の打ち上げていると思っています。
2:05:28	MOXの場合、対応しないという形になってはいますが、そのプルボックスは、必要がない状態で、
2:05:40	閉になります。だからその時に二つお願いってどうかB r i g g sだったり、やっぱり特別な、
2:05:51	というか、ということで考えているということでございます。
2:06:02	それで、まず、
2:06:13	見えるところということでございました。以上です。
2:06:16	はい規制庁がすごくありました。何かその辺が少し、今遮へいの条文の方でもわからなくて、添付書類のところでも新しくつけた
2:06:26	設計の方針みたいなところが正しくこういうことが書かれていたらいいなというところだったので、ちょっとそういう整理を、
2:06:34	お願いできます。
2:06:37	はい。会社でございます。そうですね。何か手だてを、
2:06:50	はい、規制庁からよろしくお願ひします。はい。規制庁コサクです。今の話でいうと、基本設計方針で、作業性向上だとか、線量基準、
2:07:02	を踏まえてとか、キーワードは入っているんだと思います。その実際の、それぞれのグローボックスなりの機器への適用状況ということだと思ひますので、
2:07:14	その適用で考えられるパーツをピックアップして、機器ごとにどれに該当するの、その結果として、謝礼が要るのか要らないのか、いるときにどの程度のものなのかと。
2:07:28	ということがわかるように多分一覧表っぽくですね。
2:07:32	作っていただくといいんじゃないかなあというふうに思ひます。ご検討お願ひします。
2:07:38	はい。被保険者でございます。取り込めていただくことは理解しました。販売部の中部、品川のトイレ整備の対応はわからんから、ちょっと説明したいなというところでもありますので、
2:07:53	こちらで蓄水して議題の内容、謝礼のところ、すべてご説明できるようにさせていただきたいと思ひます。以上です。

2:08:03	規制庁からですよろしくお願いします。あと、私から。
2:08:07	52 ページ目で、
2:08:11	30940 番、結構下の方なんですけど、
2:08:16	その他主要な事項の
2:08:18	伊勢豊美ですかね。
2:08:21	こういう図面とかが書いてあるんですけど、これが許可のときの説明。
2:08:28	とかでも、結局何を書くものなのかわからなくて、一方で搬送条文は適用外に。
2:08:34	持っていてですね、
2:08:37	僕の際はウラン粉末輸送用地を搬送物になっていたんで、おそらく核燃料物じゃないのかもしれないんですけど、こういう頭がついたりしていて何を残すかわかんなくて搬送設備かどうか、
2:08:51	ちょっと判断しきれないというようなものがあるんですけど、この辺で何かどっかで明確にならない。
2:08:59	ものでしょうか。まず、この利益設備ってというのは、その方が、
2:09:03	具体的にどんなものなのかっていうのを少し教えていただけますでしょうか。
2:09:11	はい。というのは、
2:09:24	はい。許可制超過ですとか本文でも添付でも全部等入っていて具体的にあるのか、配布っていませんでした。
2:09:37	津川田井。
2:10:15	はい。記者でございます。そうです。
2:10:21	当協会の N20 隣接入力といったときに、
2:10:31	ちょっと遊び円形就労そっちの正規化履歴設備バルラゲーン総合キットを、
2:10:41	やはり進められるし、ペットショップで行っているとは、
2:10:46	シャープには、これは何かということだと思いますけど輸送ルーキーとか裏の燃料棒とか外から入ってくるの。
2:10:54	それを対象にしています。それ以外の階大きな足りても含めて全体、外、それから利用しないといけないの、の延焼料金もそうだと思いますし、
2:11:07	プランナー。
2:11:09	何かできて、またちょっと払い出すということでそういったものを取り扱うということで、考えています。以上です。はい。わかりました。そういう頭がどっかで展開されるか、ここだけじゃなくてですねそういうその、

2:11:25	例えば搬送だと、今、
2:11:28	結構クレーンがいっぱいあるんですがそ、その中で、どんなものが選択されてるかっていうところ、また戻ってしまうんですが、そういう、
2:11:38	何を見るかっていうことが少し、どっかで明確になってれば一定で第1回申請対象で、
2:11:46	基本的方針等から添付書類で等結構明確化していったものは大体わかるんですが、搬送設備第2回以降で、別紙12とかはちょっとついてるんですが全部、
2:11:57	その具体的なところがわかってないようなものに対して、現時点で、そういうことが判断できるような材料っていうのはどこか。
2:12:06	ありますでしょうか。
2:12:13	はい。弊社でございます。一つはですね、どこまでちょっと私も個人的には、できてるかっていうのは、若干中で心配はありますけども、共通の要求で、
2:12:25	第2回以降の申請対象条文を、別紙1、医師にお付けさせていただきます。それで7の中には当然今言われた搬送設備については、
2:12:39	放送設備をどういったもので構成するか、搬送設備で取り扱うものって何なのかっていうのは、許可を受けた形での別紙1の継続性検診で、
2:12:50	レビューをしたことで記憶からいくと、大分書き下しさせてきて、したのでそれを読んでいただければ大丈夫わかるかなという気はしてました。以上です。はい。
2:13:03	こういうところでの質問になってしまっはいるんですが、
2:13:08	そこを見ながらちょっと判断ということではあるんですが、搬送設備みたいに、結局何運ぶのみみたいなものっていうのはもう少し、
2:13:19	例えば別紙2の方で投てきだけでなくす努力をすとか、
2:13:23	もしわかるようにしていただけると助かるなと思うところですが、
2:13:27	いかがでしょうか。
2:13:30	はい。
2:13:31	基本的に1社でございます。はい。当然我々も、第1回の申請を並行して第2回以降の申請なブラッシュアップということもやらさせていただきますので、
2:13:42	今一度そこへ水をしっかりとりの見解であったりということは、
2:13:50	真鍋主事の吹き出しとったりページの整理になっておるということで工夫をさせていただきますと思います。以上です。はい。課長補佐ですよろしくお願ひします。

2:14:00	私からとりあえず。
2:14:02	規制庁田尻です。1点追加でなんですけど、
2:14:08	08でいうと、24ページ2とかなんですけど、一応ここに第1回申請のやつが書かれていて、
2:14:16	上から五、六段目のところで火災区域こっち構造物があって防火扉があってって形なんすけど。
2:14:22	まず、すみません行ってないけど、防火扉って今回申請対象でしたっけってというのが一つと。
2:14:29	もう1点はそれ横江サイバーステップ安全機能を有する施設のところで防火扉は許可制交通の関係のやつでルー岸壁の移設の条文つくんですけど、
2:14:41	火災区域構築物とかその名前が出てなかったからここは横川とかですかね。
2:14:57	はい、日本イシハラでございます短絡へ。
2:15:02	一つ目の、
2:15:04	もう読めないかもしれんところは申請対象かというのが3時間耐火も含めてこそ説明資料と確か図面に対してマルをつけさせていただいて今回の対象と
2:15:20	し結果との関係のリンクをつけてご説明したと思います。申請対象になるものがありますということでございます。
2:15:29	Aプランともう一つ、
2:15:31	関係者Cです。まず本パートのような話なんですけど、これ設備としてもう明記してましたっけ補足資料でくっついてたら覚えてるんですけど、
2:15:41	これって防火とぴあとして設備登録なんかされてるもんでしたっけ。
2:16:02	柳下で少々お待ちください。
2:16:17	はい、柳下でございます。議題が書かれていて、それは第2章で多分会計それが添付書類にあって3時間耐火が必要ですよという鳥居なんて、
2:16:32	その試験結果との関係で今年度その関田もう一度確認をさせていただきます対象物が特定できるので、テープ処理できるかっていうところは、
2:16:43	確認をさせていただいた上で今若干ながら多分補足説明資料でしか対象が明確になってないんじゃないかなって気もするので、そこの整理をさせていただければと思います。以上です。
2:16:53	規制庁谷です。頭の整理なんですけど、第1回申請の対象はもう9燃料加工建屋と、火災区域か構築物と、あと、防火扉、

2:17:04	以上電話でしたっけ。
2:17:08	はい、石原でございます。メモ、整理をお話同じような話をさせていただいたかもしれませんが後、火災、構築物で防火扉についても、
2:17:22	影響軽減とかそういった時にそのリンクを減らす必要があるなら、今回対象にしないとそれが対象対象でないというのを補足説明資料確か、丸をつけた上で整理をした記憶をしています。以上です。
2:17:35	規制庁たち入れたいです。
2:17:38	ちょっと葛西の求積方針をしてみるけど、この防火扉って3時間耐火のやつって意味でしたっけ。
2:17:45	はい、米村でございます栗田鹿野、これは試験結果のやつを作ってたのが3しっかり耐火じゃなかったかなと思います。以上です。
2:17:54	規制庁土肥です。何期にしてるかっていうと、一応今回は火災区域区画の子、構築するのに関して40対象だと思ったんですけど影響軽減っていうと、影響軽減の対象がよくわかんないから今回は部隊を述べてないようなイメージがあって今影響軽減設備としてこれを書いていたので、
2:18:11	これ防火扉って、火災区域構造物が区画構造物の一部っていうわけではなくて別途いるもってこいだっけ。
2:18:22	人間者でございます。ちょっとその辺は確認をさせていただきます。ここは構築物しか壁とか視界傾斜のはずなのでテレビは月だったと思うんですけどただ
2:18:34	3時間大会を要求しているもので今回出していたのD区画こういう業界にある扉の話をしてたんじゃないかなと思います。当初この大阪府にしてご説明できるようにさせていただきたいと思います。以上です。
2:18:48	規制庁谷です火災区域来そう物っていううまく今何まで入ってるか認識が多分を食うと認識とちょっと違ってたっていうことなんだと思うんですけど、極端な壁だけだっていうふうにすると、その
2:19:01	区域構造物はないという形になるんで、何か多少の違和感もあるような気がするんで、区域構造物ってやつの中に何まで含まれてるのか10日とびあが営業系建設部としても登録されるっていうのはあり得る話かなと思ってるんですけど。
2:19:15	区域構造物だけで言ったときは、要は富田部分は空白ですっていうふうになると、
2:19:21	区域構築できてないんじゃないかという記憶がちょっと出てきてしまうので何まで含んでるのかっていうところの整理をちょっと教えていただければというのが一つ。

2:19:30	とりあえず基本の方針として確かあの区域を区域の境界として、上構造物とかいるっていうのは認識してるんですけど、強化2の壁部分だけでしたっけっていうところをちょっともう1回認識合わせればっていうのが一つと。
2:19:44	最初の話ちょっと戻って質問は安全機能を有する施設の条文ところ、右の端っこの方に行って14条の話が書いてあって、さっきの防火扉は
2:19:56	括弧二つの丸データのキャパ整合の観点で見ましたよっていうふうになってて、火災区域区画構造物ところは横ばいになってて、この差って何でしたっけっていうのが質問です。
2:20:09	はい、柳下でございます。いわゆる境界の話は、他のできる
2:20:17	話と同じだと思いますので、
2:20:21	部屋がなくて境界だと言ってもらったら行ける状態での説明になるので、そこら辺の区画構築物の境界をなす一つのパンツだと思ってます。その整理を、全体がわかるようにする必要があります名称として、
2:20:37	各構築物とタケダっていうのが別々に名称が出てくるんで、多分みんなそれを分けてしまってるんじゃないかなと思うので、原則普通機能を考えた時どうなのかっていうので、立ち返ってもう一度ちゃんと整理を、
2:20:52	示せるようにしたいと思います。谷です。そういった意味でいうと、区域構築物じゃない扉は要ると思うんです影響軽減用に扉がある場合はあると思っていて、
2:21:03	高田池戸参事官耐火で囲われている部分のことを言っていると思っていて、そうした場合には、その扉がその火災区域公共物、要は3時間火災区域は火災区域構築物と話が書かれた部分ですって説明するんだったらそれで行ける気がするんですけど。
2:21:22	今、火災区域構築物とかで囲われたっていうふうになっちゃったような気がして、ちょっと後で理解しますが、そこの関係で防火扉として単体でいるものは当然言っていると思ってんですけど。
2:21:33	ここの火災区域の一部を出してるやつの話なのか、そのベッド立ってる防火扉の話してるのかちょっと話が続けるような気がするので、その点だけ整理をよろしくお願いします。
2:21:45	はい。人間西田でございます。了解しました私の認識もそうでございます合格者として存在関係に存在しても当然として、ただ
2:21:56	区画を構成するっていう時に、家財付加構築物で構成しますよった時に当然その中の壁の一部が扉が開いて、そいつが防火扉だと言われると火災区画構築物の一部で、その中の前提にしようところだと思うので、

2:22:12	それと整理で、ちゃんと整理学をしないといかんと思いますので、支局整理をさせていただきます。以上です。
2:22:21	はい規制庁と医師よろしくお願ひします。で、もう1個の方の質問さして飛び飛びでずっとこれ飛ばしちゃったかもしれないですけどさっき安全機能を有する施設のところで、丸ついてるやつついてないやつのさあが何か教えてください。
2:22:45	はい、柳下でございます。隣から一生懸命説明されたんですけど、何か説明できる理由今言ってなさそうなんで、私整理しますすいません。多分協会での名称の下伝え方とか、
2:22:58	旅行登場人物の関係での、等をつけたと思うんですけどちょっと情報要求との警備原則で、泊つきをしないとおかしいことになりそうなので、すいません、こういった引き取らせていただいて、丸付けをもう1回確認させていただきます。以上です。
2:23:14	規制庁谷です。ここの経緯は、この括弧二つの丸と加古さんの参画ってやつが許可整合の観点で見たやつですて変更ある場合と変更ない場合ですってやつなんだと思うんですけど。
2:23:25	許可制もんちゅうやつが、その設備名が書いてあったら、印がついて設備名として書いてなかったら火災区域を作る中だけど、火災区域構造物名前を許可に出てなかったからつけませんとかになると、
2:23:37	なんかそういうもんだっけっていう感じになりそうな気がするの、何か多分今横倉さんみたいなそんな雰囲気なんじゃないかなっていう気はしますが、整理して説明いただけると助かります。
2:23:47	はい、日本ギリシャでございます。田尻さんの読みは正解です。データの整理をちょっと原理原則整理させていただきます。以上です。はい、規制庁管理部よろしくお願ひいたします。
2:24:01	P r e s i d e n t です。
2:24:03	院長の藤原です。念のための確認をさせていただきます。61 ページのところなんですけど、
2:24:11	情報収集とか情報表示装置っていうのに監視測定設備の条文でマルついてるっていうのは、この、こういった設備集中
2:24:21	装置とか。良い装置とかで、
2:24:25	監視測定を行ったデータの結果とかを記録するからっていうので丸をつけているという認識でいいですかね。どういうふうにマルつけるかっていったところの整理がまた、
2:24:36	あれ、考えるっていうことなのかもしれないんですけど、この時に系統出すもの一式ではない。

2:24:43	だからそういう観点、37条のそういう
2:24:47	感じ。
2:24:49	はい。人間者でございます。⑱の関係は藤原さんが今おっしゃっていた通りでございます。ちょっと今のところで今まで、他でもお話をさしていただいてた通り、
2:25:04	多分これぐらい経過っていかもしれないですけど、グルーピングして、多分考え方がそれぞれのグループであるはずなので、そういったことをちゃんと整理をして、こういうグループでは
2:25:16	こういう考え方で丸三角をつけていきますよということがわかるようにしてさせていただいて、体系的に整理できればなっていました。以上です。
2:25:26	清町の藤村です。よろしくお願いします。
2:25:30	はい。
2:25:33	あ、すみません規制庁の大橋ですけれども、ちょっと1点確認をさせていただきます45ページになりますけれども、これ一覧になりますけれども、
2:25:44	26条1項が一斉にかかる状況でして、一応例えばこの中の137番と百四十八、九とか、この辺とか27条とか29条の、
2:25:59	地震とか火災の方とかに丸がついているんですけども、こういったものはすべての30条のPIDの対象設備の方にあれがついてる。
2:26:10	なんかと雰囲気はちょっとついてなかったんでちょっとこの辺の考え方をちょっとお願いし、聞きたいんです。
2:26:22	はい。弓削記者でございます。今もご指摘です。
2:26:31	137年と後でしたっけ。そうでしょ。はい。
2:26:36	もう根井恩田鹿野市政オフガスプラス温度監視設備が今、
2:26:42	丸が登場するのが27条で、
2:26:46	生まれがついていて、
2:26:49	その右に行くと、一切上がってこないと。
2:26:54	ここだけ聞いている理由は何ですかってことですよね。そうですね。はい。これ1例です。
2:27:02	第1ということで、そういうね
2:27:07	まずベースが考えれば、ちょっと綺麗にする考えを整理しなきゃいけないかもしれません
2:27:17	閉じ込め機能の喪失に対処するための設備以降は、それぞれで構成する設備というのが当然エントリーされてますのでそれに該当するかどうかで、

2:27:28	あるつけが変わると思っています。
2:27:31	はい。33、32 超過限界はもともと設備がないんですけど、委員会からです ね、あとは、重大事故等対処設備のところについては、
2:27:45	上席課長代理施工体制整備可搬型重大事故搭載設備も含めて、
2:27:53	内的事象以外のものが多分対象になるので、それとの関係も含めて、貼 り付けが正しいかどうかということだと思いますが、これもちょっと全 体の考え方をちゃんと整理をしていると思ってたので、
2:28:07	それと整合性が今一度チェックをさせてください。
2:28:11	1 個だけだよってというのはなかなかちょっと厳しい考え方おかしいんじ ゃないかなという議員もありそうな気もするのでそこはちょっと整理を させていただければと思います。以上です。
2:28:21	はい。山田委員の方よろしい。
2:28:25	はい。規制庁コサクです。整理していただいてから話をする。
2:28:30	ので、
2:28:31	いいならいいんですけどちょっと気になったので、
2:28:35	気にすると今過半は別としてって言われたんですけど、
2:28:41	なぜ別になるのかがよくわからない。耐震のところに、重大事故対象で もはまるがつきませんと。
2:28:49	いうのはわかるんですけどそういうことを言われました。はい。
2:28:54	すいません影にしたなら全部私が伝えて研修の話をしてました。さっきは ご覧わかりましたんで、内勤制度とつくけど、谷津金井池戸っていうの はどこのことを言われました。
2:29:10	研究で、
2:29:12	ちょっと自分もすいません事実確認をしてからせ、ちゃんと説明できる ようにしようと思っていますが、S A の増加のところで、基準地震みたい な、
2:29:27	強度発揮できるような重大事故が発生した条件において云々って言うて るところの部分があるかっていう整理の中で、バイト形成がはじかれて たものもあったかもしれないと思ったら、その発言しましたが事実も含 めて整理をして再度説明できるようにしたいと思います。以上です。
2:29:46	はい、規制庁コサクですあまりはじかれるような意識は私は持ってなく てですね、重大事故が発生する条件っていうところの中 2 外的も内的も あって、
2:29:58	全体として対応するように、
2:30:02	読み込んでたはずなので、

2:30:06	整理をして説明いただければと思いますんで、大橋が言ったように、この辺り大分限定的にマルがかかっているようなふうに見えるのが多くてですね。
2:30:17	石原さんが言うように臨界だったり閉じ込めだったりっていうところがそれぞれの対策としてノミネートする機器がぶら下がっていて、それに対して、全体的に 30 条でしたっけ。
2:30:33	すいません。順番 5。
2:30:38	30 条ですね、があって、そのうち農家は、
2:30:45	常設のものが耐震かかるし、と。
2:30:48	いう古藤、あと、かさ僕も基本的には一種、
2:30:56	常設ですかね。
2:30:57	ちょっと条文、あと、
2:31:00	どっかで限定がかかる条文はあるはあるんですけど、考え方は整理してつけられるはず。
2:31:10	あると思ってます。
2:31:12	それが
2:31:14	並列でつくよねと思うような条文がついてないことが多いんで、
2:31:20	作業で、全体的に見、
2:31:22	見渡して整合したものにしていただきたいと思うんですけど。
2:31:26	現状そこら辺が整合してなさそうなのは何か作業的に、
2:31:31	連携が図られてないとかっていうことなんですかね。
2:31:37	はい、日本ギリシャでございます。すいません、私がコントロールしなきゃいけないんですけどどうまくチェックも含めてできてないところだと思ってますあとは、
2:31:48	作りながら、悩んだところ上手くフォローできてない結果だと思います先ほど言ったように、30 条と個別処分との関係っていうのも当然考え方を整理した上で、
2:32:00	本来作るべきと考え方統一して、それが正しいかどうかっていうのも含めて、やるべきだと思いますよと火災とか耐震とかでというのは、
2:32:12	エリアの対象とするのかっていうところがやっぱりうまく、採用してもらっていることの最初の方針というところがうまくリンクできてない結果じゃないかなと思ってますので、
2:32:24	これもう一度、どういうふうなやり方をしたかっていうのを聞いた上で、私の方でちゃんと方針立てて、展開を採用するというので整理をさせていただければと思います。以上です。

2:32:37	はい。規制庁コサクです。わかりましたよろしく申し上げます。基本的な考えはDBと同じ。
2:32:43	体系になっているはずで、プラス、
2:32:49	重大事故と対象においては先ほどの常設可搬でちょっと条文が違っていると。
2:32:54	というようなことで、プラス考えなきゃいけないことが入ってるっていう感じですので、気をつけて対応いただければと思います。よろしく申し上げます。
2:33:08	よろしければすみませんよろしければ、規制庁の話です。今のお話にちょっと一点便乗するとSA閉じ込め33年度も含めて検討いただければというのがありますのでよろしく申し上げます。
2:33:19	私から1点はちょっと非常に細かいところで恐縮なんですけれども、
2:33:27	4、500ナゴ14、右下50ページですね、ごめんなさい。
2:33:32	ところで、
2:33:37	これ確認だけなんですけれども、
2:33:39	50ページのところの607番で
2:33:46	一番下、
2:33:49	檀行為左側のクロックス温度監視装置ですね。
2:33:55	はい。チラーの丹治対象っていうのをちょっと見ていくと京王18条の警報がかかっているんですが、一方で48ページのところの、
2:34:06	行っていただいて250万とか324番の
2:34:10	えーとですね、グローブボックス、負圧温度監視装置設備っていうところになると、多分機能の問題だと思うんですが閉じ込めのところに丸がついてでも監視の方には、警報の方には、
2:34:24	あれがついてないんですがこの辺のところっていうのは要は機能でちゃんと分けて、対象を絞ったということでしょうか。
2:34:35	はい。お願いします。盛部長医者でございます。まずそうですね機能として仕分けをして丸のつけ方を変えていると思っております。
2:34:46	現状として今、最初に言われたん。
2:34:51	607番のボックス温度監視装置、これは安重になってます。もう1回グローブボックス負圧なってくるやつこれが避難所の設備になります。
2:35:07	それでそこで外に行く分クライテリアが変わると、いうことの警報としては安重のインターロッキングなるようなものだけを設備等の中で呼んでますのでそこで対象なくなった場合が、
2:35:20	仕分けがされているということございまして、以上です。はい、わかりました。わかりました。

2:35:36	規制庁清水ですほか、最終申請対象設備と条文との関係について、確認規制庁から確認ございますでしょうか。
2:35:49	なければ、この 63 ページ以降になりますけど、
2:35:54	本文添付書類、
2:35:57	この関係について、規制庁側から随分ございましたらお願いします。
2:36:10	使える。
2:36:12	規制庁谷井です。
2:36:15	説明書のところで 1 点確認なんですけど、
2:36:20	第 1 回申請の範囲というものにも若干関わってくるんですけど、何回申請の前に置いて、安全避難通路の説明しようか今抱える形になっていて、
2:36:31	基本設計方針としては、安全避難通路に係るものもう証明に係るものも一応両方読める形になっていてで、避難所の説明資料にもう署名の話が多少書いてあるのは認識してるんですけど、
2:36:44	避難所の説明書等証明説明書、2 回飾り出てくる証明説明書の関係について説明してもらいました。
2:36:57	はい。山根志田でございます。これ自体は当初考えたときには、どんな別表で書いていた添付書類の構成をそのまま、すみません、持ってこさせていただきました。
2:37:10	安全避難通路等が、基本設計方針を第 1 章であって、第 2 章に、個別設備として照明設備を、基本設計方針には展開をさせていただいてます。
2:37:24	第 1 章の共通設備の安全避難通路等は、手続きの安全避難通路と照明と共通的なものではあるんですけども、
2:37:34	現状、安全避難通路側で温度の部分を変えて、整理をしていると、商業設備はというと、今までの修正所では、何しろ個別項目できる照明設備という形で、照明設備があると。
2:37:49	ということで整理をさせていただいてましたが、目にも、別表に引き続いてうちが添付書類乙校正する必要性全くないということもあり、
2:38:02	あとは照明設備としては安全避難通路等の第 1 章で、照明設備も含めて全体の基本設計方針を変えているんだとすると、これだけの状態であっても、今回は 1 回で基本方針的なものを書かなきゃいかんじゃないかなということもあって、
2:38:18	は結果的にはちょっとすみません構成を変えることになってしまいますが、添付書類の安全避難経路等に関する説明書ということで安全避難とか照明設備全部合体させて、

2:38:30	添付書類で説明をするということでもう十分なんか普通に読めるんじゃないかなという気がしてたところでした。以上です。
2:38:40	規制庁谷です。自分にいたような認識でそうされない場合は今日、一応基本設計方針変えたらそれにぶら下がるような話をテンプにもかけましょうという形になるので、
2:38:53	避難証明説明書をまた別途つけてもらうかどうかというのは悩んだんですけどおっしゃる通り、分けて書く内容多分両方足したなくて、あわせて書けるのであればその説明書の中で仕分けすればいいだけの様な気がするので、おかしくないと思うのでご検討いただければと思います。
2:39:11	別にそこで変わることも言ってもそれ否定しないですし、中身がすごい追加される話じゃないんで時間がかかるものでもないと思ってるんでよろしくをお願いします。
2:39:22	はい。
2:39:23	承知いたしました。構成の変更で避難所の資料、もう一度出させていただこうと思っています。以上です。
2:39:31	ちょっとよろしくをお願いします早めに出してもらえば別に使用確認だけするならそれで質問しますし、ヒアリングする場合でもそんなに日数取ろうと思っていないので出していただいて早めにヒアリングってのもできると思ってるので、
2:39:44	その点よろしくお願いたします。
2:39:47	はい、日本ギリシャでございます板野今もうすでに作業に着手させてますので、速やかに設けました。以上です。
2:39:55	はい。規制庁田井ですよろしくお願いたしますというのと、あと、ちょっと全般に関わる話で恐縮なんですけど、近日は星補正を目指すような話もありつつなんですけど、
2:40:06	例えば整合性説明書であるとか、その他もう、その他何か見たやつが並んでるような気がするんですけど、説明書の形でもらってないやつっていうのが幾らかいるような気がするんですけど。
2:40:19	そこっていうのはどうされようとしてるんですけど。何か補正ぶつけないでしたっけ。
2:40:26	はい。日本電子社でございます。まずうウェイ添付書類の中でいくと、加工施設の事業変更許可申請書との整合性に関する説明書、
2:40:38	これについては今個別の補足説明との関係でいくと対象になっていないので、食う
2:40:47	というのが今現状でございます。もう一つが、品質マネジメントシステムに関する説明書

2:40:55	Dというもので、それぞれと生活たちが沼津大賞を1個ずつ切っていきますと、
2:41:03	あとは、設定値根拠は第1回いないのであと添付書類の中でちょっと経営公務で、この中で個別で出てこないですけど、解析コードの話。
2:41:15	の説明の担当、いわゆる
2:41:19	これでいきますと添付図面ですね、の話、これが現状の中で今できてないと思っておりますが一部品質マネジメントの話は、
2:41:32	共通。
2:41:34	なんだったかな、今日90番。
2:41:37	やります品質マネジメントDに関する説明書の比較をして、整理をして、こういう形でというやらせていただいていたものを、
2:41:49	お出ししようと思っておりました最終の状態です修正が必要かどうかを見た上で等が修正している速やかに提示をさせていただこうかなというのがまず、
2:42:04	ケースマネジメントの話。それ以外に許可制分は今現状ピックアップする対象外ませんので、関係会社できればこの共通08を会計指定校中に第1回でつけるとか整合の話、
2:42:20	3ページになりますけどつけさせていただいて、ヒアリングでご確認いただき含めてさせていただくという形かなと思っておりますあと図面が同じでございますと田谷松坂の形が違いますけど詰めについても第1回ですけども
2:42:36	この共通08のパッケージの中につけさせていただくと。
2:42:40	あと最後残るのが、解析コードですけど解析コードが、
2:42:44	直近で出させていただいた。
2:42:47	鶴巻高君とかからですねすいません解析区分の概要の説明に係る添付書類を資本の一部として付けさせていただいて、提出をさせていただきました。
2:42:58	そういった形で、解析コードが手話、平等シリーズの一部として、ご確認いただくという形で考えているということでございます。
2:43:08	現状、ちょっとうまく入れたかどうかですけど考えていたところは以上でございました。
2:43:13	規制庁タジリです。とりあえず気にしてた名前は何となく上がった気がして、そん中で整合性説明書なんですけど、出す形態自体はどういったものでもあまりこだわりはないんですけど、

2:43:26	整合性説明書のベースは別紙1にあるこの書籍を欲しいと、許可との比較っていうので、大丈夫だと思ってんすけど、整合性説明の部分がちゃんと書かれるかどうかっていうのを確認しなきゃいけないと思ってて、
2:43:40	別紙一位で、跋行囲いのやつで許可から変更て見たやつ見てはいるんですけど、整合性説明としてそのまま使えないやつとかもいたような気がするんで、そういった意味で言うと早めに出していただいた方がいいかなと
2:43:53	携帯は、僕自身にこだわりがないんですけど、他の方向かあれば、
2:43:59	特になさそうなんで速水。
2:44:03	もらった方がいいんじゃないかなと思います
2:44:06	こいつ一応本文の説明の部分になっているので本部というか一つの、よく基準適合の項目になってるので、あんまりないがしろにもできないものだと思っているので、早めに示していただいた方がいいんじゃないかなと思うんでよろしくお願いします。
2:44:21	はい、西浦でございます承知いたしました。
2:44:24	はい。規制庁館です。他Dコードの話は、今、田井江藤、竜巻と火山は何かずっと昔に1回閉めた映像になった覚えがあるんですけど、
2:44:35	荒ほかってないんでしたっけ今回コードって。
2:44:40	刀禰社でございますコードはですね耐震は常に補足説明資料で、解析コードの概要の説明をさしていただいてそれが添付2。
2:44:52	入っていく形なので内容についてはご説明していくと思ってました。アプローチした結果、遮へいですね遮へい、あと外傷関係が、コードの話が出てきますので、
2:45:06	それぞれの練習ガス私する時に直近がすぐには全部その概要を書いて黒野代表につけて、資料の一部として提示して出させていたかどうかと思ってました。以上です。
2:45:19	規制庁谷です。ぜひまだ見てないんですけど、昨日か一昨日ぐらいなんか火山が竜巻出てきたけどあれ入ってるんでしたっけ。
2:45:33	いや、水谷今西ありがとうございます。解析コードを使ってるやつで多分1件の竜巻が対象でありまして、火山は確か過剰とる比較とか、そんな話でしかないのコードまでいってないと思うんでなかったと思います。以上です。
2:45:50	規制庁田尻です。単に今までもそうだったんですけど、何か物追加車に置き換えてんだったらちゃんと言って欲しいなっていうぐらいのコメントだけです。はい。

2:46:06	はい。与儀西田でございます。すいません、事前に連絡制限してごめんなさい。はい。
2:46:12	規制庁館です。そういうことでよろしく申し上げますというのと、図面は、さっきのお話だと、何スキルと話したっけ、それぞれの資料、共通。
2:46:27	市長富井石原さん聞こえますか。
2:46:31	はい、仁科でございます。その辺の話も共通に使えるってということで、さっき説明させていただきました規制庁たりしてまとめて乗っかるということで、あと品証説明しようワ
2:46:43	まあ、
2:46:45	共通、10番で確か品証の説明書を、ちょっと最初江藤ノックス比較とか申し込みを含めて、比較表をつけさせていただいたと思いますけど、
2:47:00	そこで中央どういうことを展開して会計深谷すでにご説明をされていて、それを品質マネジメントシステムに関する説明図書として、
2:47:11	添付書類の形にするだけだったので、と思ってましたけど、ちょっと最新の状況を確認した上で、この共通順番をもう一度出して、どういうふうな観点でご説明した方がいいかということを確認した上で必要あれば、
2:47:26	再度、会社版として話をするということも含めて、社内で調整したいと思います以上です。清長さんにですね一応の委嘱最初にも9人まで比較されてとかっていうやつだった気がすんすけどヒアリングをやった記憶が定かじゃないのと、
2:47:40	年数見ると令和3年4月とかのような気がするんで1年ちょうど前ですねっていうぐらいだったって、ちょっとヒアリングの記憶が定かじゃないので新しいパンを、
2:47:50	とりあえず出す必要があるかまず言っていただいて出てくるんだったら早めに見せていただいてその上でヒアリング要否相談じゃないかなと思うんでよろしく申し上げます。
2:48:01	はい。宮城の石田でございますそうですね。1年ぐらい前だったっけ。はい。今の最新の状況をちょっと確認したいと思います。衛藤。
2:48:12	規制庁コサクです。QMSの関係ワー機能許可の方でヒアリングをして、石原さんも同席されていたのでおわかりだと思いますけど、
2:48:25	背弧間にどちらかというと設工認側で話題になって、対応がされて、許可のほうを煽りを受けたものでさえ、あんな状態だったので、しっかりとその、

2:48:36	これまでの状況というのを踏まえた内容にさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。
2:48:41	規制庁谷井です。そういった意味でいうと非常相談とかやったけど今日もセッティングしちゃいましょうかね、かなり時間もないし、
2:48:51	資料の再提出早めに検討いただいて、いや、9番目の意見ですとか9番でも構わないですけどりあえずヒアリング1回実地見せた方が早い気がするんでよろしくお願いします。
2:49:04	はい。
2:49:05	日本2社でございますはい。昨日の議論を考えるとはい、葉山いたしません。はい。
2:49:12	規制庁館ですよろしくお願いします多分機能のやつは今3分の1ぐらいしか、3分の1から分量はそれぐらい兼田ちゃん入ってない気がするんで、議論ができることを祈りながらよろしくお願いします。
2:49:27	はい。規制庁田尻です。とりあえず、
2:49:31	取引になってるとお伝えしたらちょっと他の形何かあれば先お願いします。
2:49:37	規制庁のセトガワです。1を聞きたいことがございまして、
2:49:44	現状ちょっと添付資料共通8の添付8のところを見ると、
2:49:54	日数が70、
2:49:57	4ページ。
2:50:06	場所にぜひ次回以降申請とあるんですが、こちらの中に感染です。
2:50:12	では今、どうかという、
2:50:14	もし入らないのであれば別に出てくるのかなと思ってまして、添付書類の中にちょっと感染テストの、
2:50:21	に当たらないような気がしまして、何か抜けとかだっただけかと。
2:50:25	例えば追加していただきたいなと思っているんですが、いかがでしょうか。
2:50:39	はい、吉原でございます。系統図の中身は確かにそれぞれ次回申請ということで、今回の構成の中ではメッシュを細かく砕いてませんので、
2:50:52	そういった形の中に何が入るかはまだ明示してない状態ですこれは生成開示をして見解をしようかなと思ってたところでして、
2:51:01	代数結線図ですけども、
2:51:06	岩原での経緯でいきますと、多分入れること言い方で取れないと思うんですけど、
2:51:17	軌跡を説明する時は付けますで、ただちょっと希釈の影響との関係で過去いろいろ確かに加工施設は、

2:51:25	伝票の要求がそもそも決定基準でも、規則 109 を単純に言うことなくです ね、非常用発電機を準備しなさいみたいなことでしかないのもそれも 含めた上で、
2:51:36	こういった団結をつけるのかってところで整備が必要かもしれませんが、 この一般的に取り組んできた設備としては、将来から電気を当然や ってきて、その 2 系統の電気から、
2:51:47	目視で電気を引っ張ってきて、そこで何キロごとに落としてをつないで いくかということの説明は、一般論としてやっぱり必要だと思うのでそ ういう形で、
2:51:58	電気設備の申請時には、団結上つけようと思ってましたということでご ざいます。以上です。
2:52:04	ありがとうございます。ちなみになんかもう第 1 回指定代理、永石第三 課医師に大事に 4 回見てわかるんですけど、
2:52:14	資料の中に、
2:52:16	おそらく今後関係性で話されると思うんです。
2:52:23	8 の、
2:52:31	単線結線図の説明書とか、
2:52:34	何か出されたり、
2:52:41	ちょっとお待ちください。
2:52:43	規制庁太田です。ちょっと今、名城だったかもしれないんですけど、
2:52:48	えーとですね、63 ページ以降の資料、資料等、条文との関係っていうと ころで、今、図面とかがついてないんですけど、その図面との関係って いうのは、
2:53:00	指名されませんかっていうところなんですがいかがでしょうか。
2:53:09	はい。表現のイシハラでございます。ちょっと本文と添付の構成とし て、どんな説明書がどの開示で登場するのかっていうのをしっかりと整 理が必要かなというところで、
2:53:23	この資料を作ったのがスタートでございます。CM 作ってくれと頼んだ ときのその方針では、添付図面までは入れなくていいと言った結果、今 入ってませんということです。
2:53:36	どこまでこの資料で確保し、将来の申請開示も含めて、どんなものが 出ていくのかっていうのを見える化していくかってことだと思いますけど も、
2:53:48	ちょっと段階的にということも含めてメッシュをどうするか相談させて いただきたいと思ってました。まず基本設計方針と添付書類がどうい

	関係にあるか、各条文協の関係で各開示がどうなるかっていうところを しっかりと示していくっていうのを、
2:54:04	固めていければというのが、この今の思いでございます。以上です。
2:54:11	はい。
2:54:13	規制庁岡です。
2:54:15	えっとですね、00-02 シリーズなんかの、
2:54:22	C1 の凡例のところなんかでは、図面との関係なんかも整理されてい て、
2:54:29	ちょっと工事会との関係なんかが少し、
2:54:32	見えづらいところではあるんですが、その辺で、
2:54:36	今の段階から整理っていうのは結構難しいことなんでしょうか。
2:54:50	はい。弓削石田でございます。はい。ちょっと
2:54:56	これくらい上げると思います。あと優先順位パンパン含めて、ちょっと 社内で検討したいと思います。今の時点でやりますっていうのはちょっ と言いつらいところもありますんで、
2:55:09	私の宿題として受け取らせていただきます。以上です。
2:55:14	はい。規制庁岡です。ちょっと、R F S の審査結果なんかだと、
2:55:21	成長の書類ではあるんですが、
2:55:26	こういう条文と書類の関係性の中に図面との関係というのも入っていて ですね、そこをやはりこちらも把握しておきたくて、
2:55:37	ちょっとまた別の審査結果なんかを見ていただいて、ウィンチ等、
2:55:42	確認していただければと思います
2:55:48	はい。日本列車でございます。はい。検討させてください。以上です。
2:56:03	渥美。
2:56:04	すいませんナカガワですけど先ほどの単線結線図のことなんですけれ ど、
2:56:10	これはですね多分そのうちの方も多分実用との施策みたいなところでこ う言ってるところがあって、
2:56:17	実用炉だとその単線結線図というの系統図というのを分けて要求をして いると。
2:56:24	それはそれで別に分ける買う買わせるかっていうのは、あれとしては、 そこは議論があるとして、
2:56:30	先ほどの話で一応達成結線図を出さなければいけないということであれ ば、ある程度その、この共通 08 の資料で言えばですね、
2:56:41	と同じページ目以降にどういう構成で、

2:56:46	書類を出すかという中で、丹関先生がどこに入るかっていうところをちょっと明示していただきたいと思うんですけどいかがでしょうか。
2:56:55	はい。日本の西田でございます。先ほど岡さんのご指摘も踏まえも含めてですね、全体、ちょっと今の時点でどこまでやるかは、
2:57:06	整理をさしていただいて、思っていました。はい。
2:57:13	やることを伝え、強制的にやらなきゃいけないと思ってるんですけど、現時点でどこまでかというところを含めてすいません。社内で、他の作業との相関も含めて、決めさせていただければと思っていました。以上です。
2:57:27	はい。失礼します。多分大川の言ったその図面なりのそれぞれの対象条文なりってというのはそれはそれで、そういう話はあるとして単にタンケツについてはですねそもそも、
2:57:38	何か見るか見ないかよくわからないようなところがあるので、どっかに含めてみるというのであれば括弧でタンケツも含むとかですねそれぐらい一時入れればいいだけの話かなと思ってるので、
2:57:49	そこは次回の資料のリバイスの際にですねわかるように記載していただければと思います。
2:58:11	成長シミズです。
2:58:13	学校等、本文添付書類等、条文との関係で、規制庁側から確認ございませんでしょうか。
2:58:22	規制庁岡です。
2:58:26	レジメの廃棄条文、
2:58:28	なんですが、
2:58:32	20、30条、会議所の講師たいくと、交換の説明書があって、参照されていてその、
2:58:42	注釈7番がついていて注釈7番まで67ページ。
2:58:48	注釈7番を見ると、木原伊井の濃度の監視の基本方針に対する詳細設計は、交換説明され展開するとなっていて、
2:58:59	先ほどの臨空の話と関連するんですが、
2:59:03	これで、
2:59:04	IT、
2:59:05	要求として、交換があって、結局そっちにも、自分としてはマルつけについて展開もどっちの説明書でもされると。
2:59:18	そういう整理に今なってるんでしょうか。
2:59:22	はい。ニューメディアでございます。これ設計方針上が、廃棄するときにはその放射性物質の濃度を測定して、廃棄をするとか、

2:59:34	確かにハイウォーター連続になりますし、駅前の場合はバッチではかって出すということでその測定するのが、放射線管理設備、
2:59:44	あかんで、そのちゃんと測ってモデル化であることを確認した上で排気孔廃棄、
2:59:52	排気孔排水効果や回帰するというのは、廃棄施設の要求として書いているということにいくだと思ってました。以上です。
3:00:03	成長がですね、ただどちらの説明者もちゃんと
3:00:08	関係しているからここはどっちも丸がつくと。
3:00:11	ただここは一般の
3:00:14	ちょっとそのマルの理由っていうのが、比較的わかりやすいところではあるかなと今、説明聞いて思ったんですが、このこういう注釈を書かずにいただくのが、
3:00:24	いいかなと思いました。先ほどのリンクの観点でもう少しご検討いただければと思います。
3:00:31	以上、大の石原でございます。さっきの条文とのリンクも含めて、ちょっと米印が何個になるってところで、そこも含めて、適切に処理をしたいと思います。以上です。
3:00:45	規制庁の藤原です。
3:00:48	結構どっちと設備の方でお聞きしているのでこれは念のためなんですけど、66 ページは測定設備のところ、
3:00:58	占める。
3:00:59	に関する説明書で丸が入ってるのっていうのは、情報把握設備とかが入ってきてるからっていう理解でいいですよ。
3:01:07	入社でございますはい。その通りでございます。規制庁後ですね、メイン 66 ページでお聞きしたいんですけど、
3:01:17	健全性の説明書に丸がついてるので、ちょっと※が棒で振ってあって、
3:01:22	共用のものなんっていう話はまあわかるんですけど、後ろの方の条文で、34 条以降とかですかね。
3:01:28	これ、
3:01:29	東端に丸が入ってるのってどういう整理であってるんですけど。
3:01:50	はい。与儀西田でございます。今言われてるのは、
3:01:55	逃げられるってところの関係ですかね。関係というか久米家の方は共用、
3:02:05	基本的
3:02:06	は書きます。
3:02:07	理解できるんですけど、堀場伊奈部分で、

3:02:11	3章とかもちろんわかるんですけど、34条35条
3:02:15	とか、
3:02:22	人と試験警察の話ですね、個別に説明しなきゃいけない、それでマルをつけてますっていうことです。
3:02:30	どうですか、っていう意味ではあれですかね可搬型設備だとかそういういろいろ展開があっっていうことです。
3:02:38	警察だけで、
3:02:43	すいません今、知久の計算を行っています。そうですね。ちょっとすいません確認させてください。はい。わかりました。一応その健全性の説明書等、
3:02:55	あと衛藤 60
3:02:58	うん。
3:02:59	だけど、
3:03:00	監視測定設備とか通信連絡とかっていうのは、先ほども話していた情報。
3:03:07	パーク設備とかの容量とかって、
3:03:12	あの記録できるかとかそういった話があるからっていうのでこちらに丸がついてるっていう理解でいいですか
3:03:18	はい。与儀西原でございます。小菅の話の設定根拠だと思います。
3:03:24	何かって書いてあることはそれで十分であるという説明だと理解をしました。以上です。
3:03:32	規制庁の萩原です。
3:03:35	ジャパンと設備とかの容量については
3:03:38	個別の方の、
3:03:39	説明書の方で展開されるってことですか。
3:03:45	はい。与儀石田でございます。そうですね一つCの中で、機能要求に対して仕様表対象で、かつ容量として、
3:03:56	根拠、説明が必要なものっていうのはこの設定値根拠設定根拠説明書に移行しているということです。
3:04:04	そういった整理いただくと十分な容量っていうような形でしかなくてそのような説明部隊は、個別の説明書の中、店舗説明書の中でやりますという場合は
3:04:16	例えば別紙でも、機能要求0になっていないものだと思ってますのでそういったことで、設定根拠等にも丸がついてないということでございます。以上です。
3:04:27	院長の藤村です。わかりました後、緊対所の場合は、

3:04:33	何の、
3:04:34	量になるんですか。
3:04:47	はい、ギリシャでございます。
3:04:50	緊待所っていう条文があるかもしれないけど、換気設備とかいろんなものが、確か緊対所には条文要求として管理部はずですのでそれが具体的にはこの結果出るもんだと思ってました。以上です。
3:05:04	規制庁の藤原です。わかりました。緊対所に展開されている、いろんな設備の件、
3:05:10	中身だということで理解しました。
3:05:13	この資料について私からは以上です。
3:05:18	規制庁仲です。
3:05:20	設定根拠説明書というのは一応その仕様表対象のもの。
3:05:26	だけということなんですか。それとも、
3:05:29	基本設計方針で具体的に数量が入ってるものも含めてという理解です。だから、どっちでしょうか。
3:05:51	はい。二村西原でございます。まずは、商標対象になっているものとかその会計等、
3:06:00	その個数の十分性みたいのを説明しなきゃいけないものってのは、設定値根拠の中に入ってくるとかって思ってた。そこら辺、ちょっとどっかに書かないとまずいかなと思いますので、
3:06:12	整理をした上で、
3:06:16	共通6ですかね、に入れるか、何か考えたいと思います。以上です。
3:06:21	はい。
3:06:22	例えば通信設備ってというのは、これ、個数って書いてあったんですよ。
3:06:29	意識とかじゃなくて、
3:06:48	はい、日本の会社でございます。イメージとして通信連絡設備の中に、情報パークみたいなものも、それが入っていて、
3:07:01	それが個数っていうか台数というか、こう規定してをしてみました。
3:07:06	いわゆる通信連絡、一般的に反映するな電話みたいなやつは意識入ってるものもありますそういった種別だと思ってます。
3:07:15	例えばですけど、結局で言うとね、あらかじめ指定してるのは当然あるので、ネットワークみたいなものが一式ですし、
3:07:26	の形成電話みたいのは台数を協議も含めて設計しますと宣言をします。

3:07:34	そういった形でしてないものってそういうのありますのでそういうものをちゃんと用意して、その根拠を整理して説明していくということだと思ってました。以上です。
3:07:46	はい。規制庁仲です。了解しました。
3:07:51	あとついでですけど
3:07:56	設定根拠説明書で同じく 36 条の電源設備に丸がついていて、
3:08:03	20 条の非常用電源設備だと、バーになっていて、
3:08:09	基本的には、電源は電源の説明書があったりとかいうふうにしてその個別の説明書があるものについては、
3:08:19	そちらの方で説明をすと言いつつ、
3:08:23	だけど設定根拠を説明するって言ってるのは、これは、
3:08:27	想像するとあれですか、下。
3:08:30	電源設備や何か燃料とかそういう関係のために該当するっていうそそいうことでしょうか。
3:08:57	はい、西田でございます。事実確認をした上で整理をしたいと思いますが、
3:09:04	規則要求との関係も含めて、基本設計方針で展開するかというものも含めて、例えば別紙 2 の要求種別の設定との関係だと思ってます。
3:09:17	当施設の技術 9 については、今いろいろご議論がありました野瀬許可でも当然既設個人でもありますけど、
3:09:29	映像発電機を設置することがまず規則の要求ですので、非常用発電機を設けますということ、規則だけを念頭を単純に再処理及び 7 日間の預金も直接的には言いませんので、
3:09:45	そういうことも含めた上では設計当初当初うたったところは、別紙 2 の例えば展開をして、機能要件の関係を設計するところだと思ってますので、その印可が増えた上で正しい形になっていることから、今一度、
3:09:59	こちらの方で確認して整理をしたいと思います。以上です。
3:10:04	はい。
3:10:04	じゃあ、そこはまた、お聞かせいただければと思います。
3:10:09	とりあえず以上、ちょっと前のところで、ちょっと市場 DB は特に加工施設は特殊だと思いますので、そこへ、先ほどのタンケツもそうですけども、
3:10:24	非常用電源の要求はありますけども、全部の要求は直接的に規則上なかったりですね、ちょっとその辺の違いも含めてじゃあどう示していくかと。

3:10:36	そういう意味で傾向図の中に、団結を取り込んで系統図とは別にしてなかったとかそういうことも、その要求事項との関係でありますので、特殊性は十分考えた上で、我々としては整理をしていきたいと思っていたところでございました。以上です。
3:10:53	はい、わかりましたじゃあ電源は電源でちょっとそういうような話もあるので少し、
3:10:59	見方なり整理の仕方ということについてはまた説明いただければと思います。
3:11:13	成長シミズです。
3:11:16	藤店。
3:11:18	書類等処分との関係について規制庁側から確認ございますでしょうか。
3:11:25	なければ他と。
3:11:28	共通 08、共通 0 っていうのも普通に指摘の下に規制庁側から何か確認ございますでした。
3:11:35	超過です。この共通 08 の本文の 1、
3:11:40	22 ページ目の、
3:11:43	図面のところで、
3:11:44	遮へいのさ、
3:11:45	耐震性、
3:11:47	に関して注釈。
3:11:50	この負債と独立して、
3:11:54	あれですね、H9 から 12 でしたっけしゃべると、上の方にある。
3:12:00	この次回申請にするということで、大体、
3:12:04	書いてあるのは確認したんですが、
3:12:06	こちらの考え方は、
3:12:08	と同じとかどういう考え方で、
3:12:11	今第 2 回になっているんでしょうか。
3:12:37	飯尾ギリシャで少々お待ちください。
3:13:07	による電車でございます。豊川さんが懸念されたところとして私が見て、すいません説明が足りんだと思ったのは、
3:13:17	椎野所さん、藪田は※があって、次回にもありますよと言っていて、P の作業と同じものが確か 1 回ははずないので同じようなものが、そこには何の説明もないってところが同じだったら、説明が要るんじゃないのかっていうところですかね。
3:13:34	はい。規制庁の岡です。まずはそういう考えになります。

3:13:39	はい。富澤の今の一部として出す部分を、機器の境界みたいな。いやさつき家気づきとして説明する部分とあったはずなので、
3:13:52	それがわかるように記載をしたいと思います。以上です。はい。規制庁加賀です。これもちょっと拡充していただくと、全部これ加工建屋区分で遮へい設備、
3:14:05	出てくるんですが、公的気づきみたいなのもあって、
3:14:08	その辺はもう、周辺設備意識として、一つの区分、
3:14:14	入れた後そういう整理なんです。
3:14:36	谷岡西田でございます。少々お待ちください。
3:15:06	はい、ございます。先ほどの疎通リスト上で、規定のその業界としてはとびあ鳥居古谷須藤木崎と宗谷内は、
3:15:20	木崎の隔壁で外部設備ベージョン会計ということで仕分けをして変えていただくということでございますこれがまず足りてるかどうかも含めて今一度整理はしますが、現状、そういうことでございました。
3:15:32	はい。規制庁岡です。おそらくそういう整理になってるなっていうところで、建屋か、例えば、27 ページ目の申請開示、第 2 回申請の時に、
3:15:45	車検時がしゃべる様出てくるところで、
3:15:48	全部設備
3:15:58	加工建屋区分のもとで、申請されるものだと。
3:16:06	登録されているものが、
3:16:08	第 3 回まで分散して、
3:16:12	感じ
3:16:13	整理さ
3:16:16	でも、その加工建屋区分の直下に置いているというのは、
3:16:21	窓という整理なんだろうかと確認なんです。
3:16:43	はい、西田でございますということを理解しまして現状の整理があつて、うまくないと思っています。機器好きだつていう場合は機器の区分に従って、多分インプリをして申請をする。
3:16:58	それをしないと、燃料加工建屋として出すべきものが、じゃあ何回に分かれて今どこまで終わったのか、またわけわかんなくなるので、そこをちょっと整理をした上で、この申請対象設備リストの整理の仕方っていうのを、
3:17:14	適正化させていただければと思います。以上です。はい、末岡です意図は伝わったようで、

3:17:22	女神に変えて難しくなってもっていうところはあるんですがちょっと今、加工建屋を何回まで見るのかっていうところで、あと第1回でどこまで、
3:17:31	確認したことにするのかとかそういう整備がちょっと難しくなっているので、また整理のほどよろしくお願いします。
3:17:40	私から。
3:17:49	衛藤シミズです。他等、これはもう、資料について、規制庁側から確認ございますでしょうか。
3:17:59	規制庁仲です。共通する8の資料でですね、
3:18:04	今回その95ページ以降に別紙という形で、
3:18:10	申請書の形式という感じで、これは多分初めてかと思うんですが、
3:18:17	それで、
3:18:19	その中であんまり、
3:18:21	ここの何か議論もしなかったりしてちょっと見られないところが多いんですけども、
3:18:29	120ページ目の主要設備リストというのは、これは今回、対象設備のみについて一応新旧という形で出すということで、
3:18:42	今日、
3:18:43	基本的には今まで議論してきた今日、
3:18:47	設備リストを短縮したような形で載せるとして、
3:18:52	若干の何か耐震クラスと何か、Bの希望とかってというのが、
3:18:57	あるんですが、こらで今まで説明はされてきてたんですけど、ちょっと私が読んだんですけど。
3:19:09	はい、井手石田でございます。
3:19:12	今までの説明でいくと摩周説明しかもともとなあ。
3:19:18	発言でも実績がんを参考に、やらさしていただいていたので主要説明ですと、という形式で説明を載せたのは共通08、かもしれませんが、耐震化率とかについては、
3:19:33	教育福崎様の耐震を説明する際に、言っていたBの先ほど経験を示した方ってというのは、中本高校でもらう展開を考えた上で、こういう分類で整理をしますということで、
3:19:48	説明をさせていただきたいものでございまして、以上です。
3:19:52	タカナシ、一応、今まで議論をしてきたということ。
3:19:56	理解しました。
3:20:00	あと、規制庁カミデです。
3:20:04	議論してきたというかそういうふう書いてあるなどは認識しつつ、

3:20:08	さあこれでいこうっていう檀家までは行ってないような気がしますけど、事業者の意識、
3:20:21	はい、池辺志田でございますとしてどう、保険の話も含めてどうやって計上するかっていうのは、我々としての案はお示しをさせていただいたという意識をしています。
3:20:34	それに対して、こういう懸念かかっていうやりとりは確かにあまりなかったと思ってます。現状そういう状態だと思ってます。
3:20:45	綾部さんが、こういう形で示させていただければというお話をさせていただいたということで、それ以上の、何て言うんすかね。リーダはリーダの議論がなければ子供が行こうと思ったところでした。以上です。
3:21:01	はい。規制庁鍛冶です。共通 09 のところで少し話題にしようかなと思ってたところ、またその時でも少し考えさせてもらえればという。
3:21:11	あんまり、
3:21:12	こだわりがあるようなところなんです。
3:21:19	規制庁中です。ジャメットそこはそこで、09 の中で少し話をするということで、
3:21:27	それであと最後ですけど、
3:21:31	今回 131 ページ目に
3:21:37	分割の理由ということで、少し示さし、示していただいている、
3:21:45	それで、
3:21:47	ここは一応、
3:21:49	濃縮と合わせたような形で書いたというような理解でよろしかったんですか。
3:21:59	はい、吉田でございます。
3:22:02	おっしゃっていただけるとですね、マックス社の特徴、フロアあるかないかというところで建設段階でということを出したいというところありますが、ベースプランの仕組みを見ながらということでございます。以上です。
3:22:16	はい、規制庁中です。ベースは濃縮に基づいて作ったということで間違いはその建設段階かどうかというところで、
3:22:24	ちょっとこれは、
3:22:26	いろいろ個人による見方もあると思うんですけど、パッと見て
3:22:31	建設工事段階だから
3:22:34	分割が可能かっていうと何か、
3:22:37	そこをあんまりなんか結びつかないような印象もあってですね何か

3:22:41	例えばその建設工事、C段階で長期に工事を呼ぶからとかって多分そう そういう理由は、
3:22:49	何となくないと、何となく結びつかないなというふうに、今これ印象な んですけれど、そう思ったんですが、
3:22:56	一応こういう理由で通すってというような感じなんでしょうか。
3:23:05	はい、弓削石田でございます。
3:23:09	何と答えるすべというのが非常に難しいんですけど、仲川さんおっしゃ っていただいた通り、いろいろご意見があるかとは思いますが。現状だけ 考えたら、
3:23:20	いや建設段階だからイコール文化申請に繋がるかというところはいいで すけども、下、建設段階であることが前提として、その建設工事の段階 にやらせて、申請を分割するんだということにつなげるための、
3:23:34	前振りとして書かせていただいたという程度だと思ってました。以上で す。
3:23:42	はい。規制庁仲です。中博士がわかりました。これは感想ですけど
3:23:49	通常だと設備数が多いとか長期に工程、工程が長期にわたるとか結構そ ういう理由が多かったかなと思っていて、
3:23:57	それとちょっと建設段階だから、段階できっと繋がらなくはないけどち よっと、
3:24:03	理由として、人によってはいろいろ意見があるかなという、ちょっと今 日は感想までですけど一応お伝えはしておきます。
3:24:13	規制庁田尻です。世間話でいいですけど、長く時間かかるって書かない ってことですか。
3:24:23	はい。時間が来たらばいいってことを書けないのかってことですかね。 要は分割申請って別に工程を考慮しようが、建設段階ならば一発で別に 出しても駄目じゃないはずで設工認って。
3:24:36	要はそれを、ある程度長いスパンで見えて作業してかなきゃいけなく て、何で段階的にすぐ言った方が効率的だからちゅうのが今まで濃縮 とかでも言ってたような気はするんですけど、
3:24:47	何かあえてそこから変える理由というのが今何かあるんですけど。
3:24:58	はい。日本原燃志田でございます。
3:25:01	これをやるかどうかということできくと、あまりございませんので、そ こも加えた上で、そのまま考えたいと思います。以上です。ちょっとい いです。おっしゃる通りでいちいちなんかも2時間かけるもんでもない ので、先行例と同じような考え方が適用できるんだったらそう言ってもら った方が、話も早いかなって感じがいたしました。以上です。

3:25:29	規制庁シミズほか、規制庁側から確認ございますでしょうか。
3:25:36	藤。
3:25:39	吉見です。なければ、いろいろコメント等ありましたが大枠で大丈夫ですの振り返りと、スケジュール、資料の修正のスケジュールの方針、
3:25:51	について説明を始めからお願いします。
3:25:59	はい。日本原燃車でございます。今までの中でちょっと
3:26:06	影響が一番でかいかなと思ってまして。
3:26:12	そうですね。
3:26:16	それは閉条文と、チェックⅢの関係だったり、並進すか、海路ごとの条文と添付書類のとか本文の関係の整理につきましては、
3:26:31	今一度、中身の方をちゃんと書き下して整理をした上で、それぞれ制をとるように整理をするということをさせていただきたいと思います。
3:26:42	番場
3:26:46	どこだっけな。
3:26:50	と、先ほどやった
3:26:54	今現在 0 シリーズも含めて計上させていただけてない。添付書類についての項目については第 1 回のやつは早急にある程度はっきりいえるものを、
3:27:05	個別でやるものをそれぞれ警戒して整理をするというと、品証のところは共通 10 番は 1 年ぐらい前にやったきりですのでその最新状況も踏まえた上で、
3:27:16	それで必要に応じてとか適切に反映修正等を加えて、速やかに提示をさせていただきたいと思います。
3:27:24	ということ、あとは安全避難通路と照明の話は、お話をした通りの構成の変更した上でこちらの資料の修正に加えて、
3:27:36	安全避難通路等の 00 シリーズの修正版も提示をさせていただきたいと思います。
3:27:44	ということです。あとは、
3:27:53	とあれですね、一番最後の分割の申請の分割の理由のところは、先ほどゆっくり踏まえて、適切に修正をさせていただきたいと思います。
3:28:05	本当何かないかな。あと取りこぼしはある以下、車両謡の扱いですね岡さんからあったやつあれ、これ正しく申請し、
3:28:17	対象設備リストで申請の分割申請とのリンクで新しく設備区分なり何なりが、整理できないところがある、或いは気もしますのでそこを今一度整理をして、
3:28:29	説明しての反映等をさせていただくと、ということかと思っています。

3:28:35	はい。
3:28:37	これにつきましてはちょっと先ほど出野。
3:28:42	6、
3:28:44	違う。
3:28:46	どこかの関係も含めて、関係者がいろいろ複雑に分かれますので、スケジュールの方でいつしますか。別途お知らせをしたいと思います。以上です。
3:28:59	規制庁角です。それじゃ藤規制庁側から全体を通して、特にご確認ございますでしょうか。
3:29:09	成長したの午前中に回すものって結局、
3:29:13	再処理共通研究、
3:29:22	はい。ギリシャでございます。はい、その共通の最初の部分があると思いますので、やっぱり高須高安院長とおっしゃいましたっけ。
3:29:33	社長ですそう聞いていたもしくはここで終わるんであればそう聞いていたんですが。そうですね。
3:29:40	はい、そのつもりでございました。はい。
3:29:52	はい、清町シミズです。
3:29:54	土山主任でございますでしょうか。
3:29:59	はい。パート原燃側からも特に確認大丈夫でしょうか。
3:30:08	はい。人間担うところがございます。はい。江藤。それではこれで本日のヒアリングを終了したいと思います。録音を停止し、